

義務教育の在り方ワーキンググループ^o 中間まとめ参考資料集

目次

1. 義務教育の意義を踏まえたこれからの学校の在り方に関する基本的な考え方	・・・p2
(1) 義務教育を取り巻く今日的な課題	・・・p2
・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響	・・・p6
・ 児童生徒の指導上の様々な課題	・・・p8
・ 質の高い教師の確保のための環境整備	・・・p26
・ 情報化の加速度的な進展と学校における変化	・・・p35
(2) 義務教育に関する制度等	・・・p41
(3) 国・中央教育審議会における検討状況	・・・p64
2. 学びにおけるオンラインの活用	・・・p77

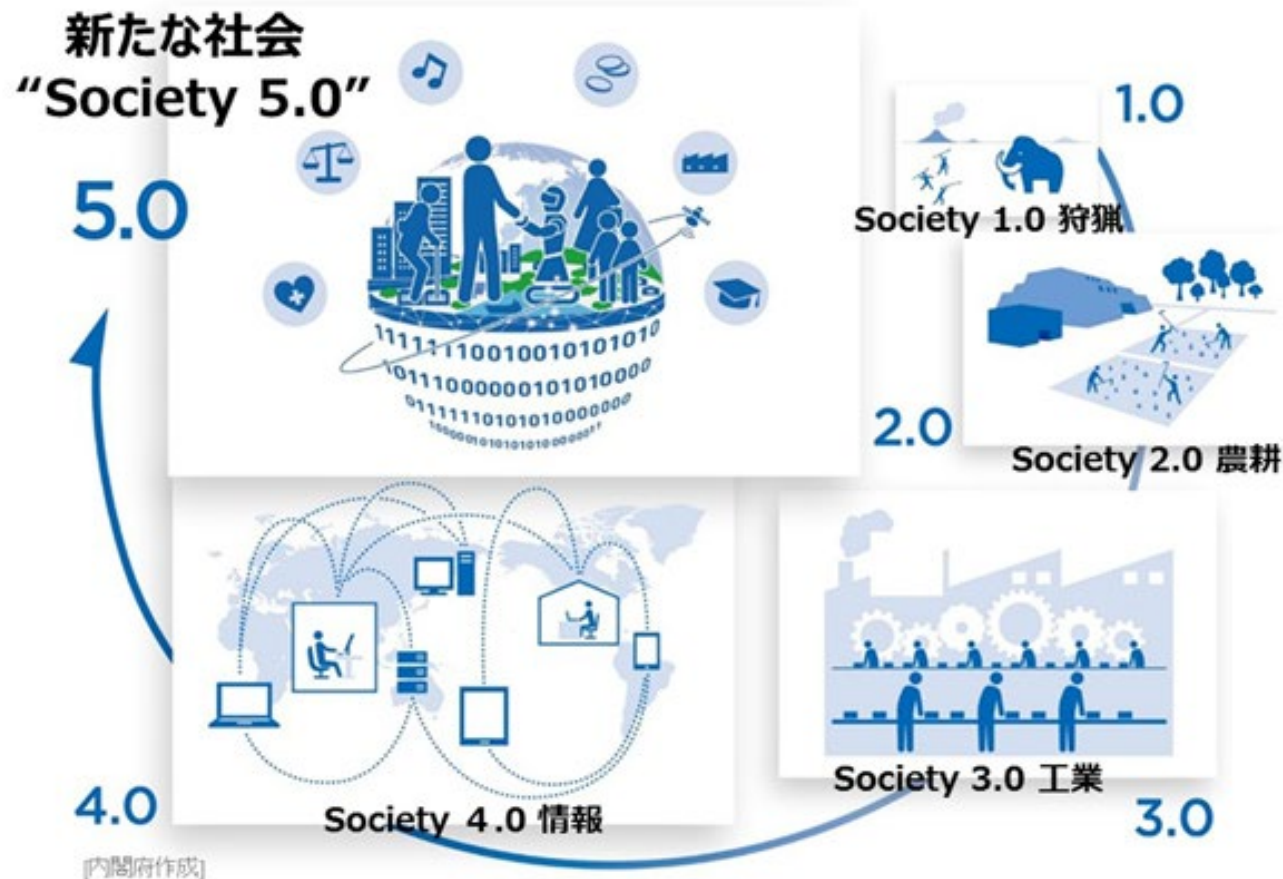
1. 義務教育の意義を踏まえたこれからの学校の在り方 に関する基本的な考え方

(1) 義務教育を取り巻く状況

Society5.0時代の到来

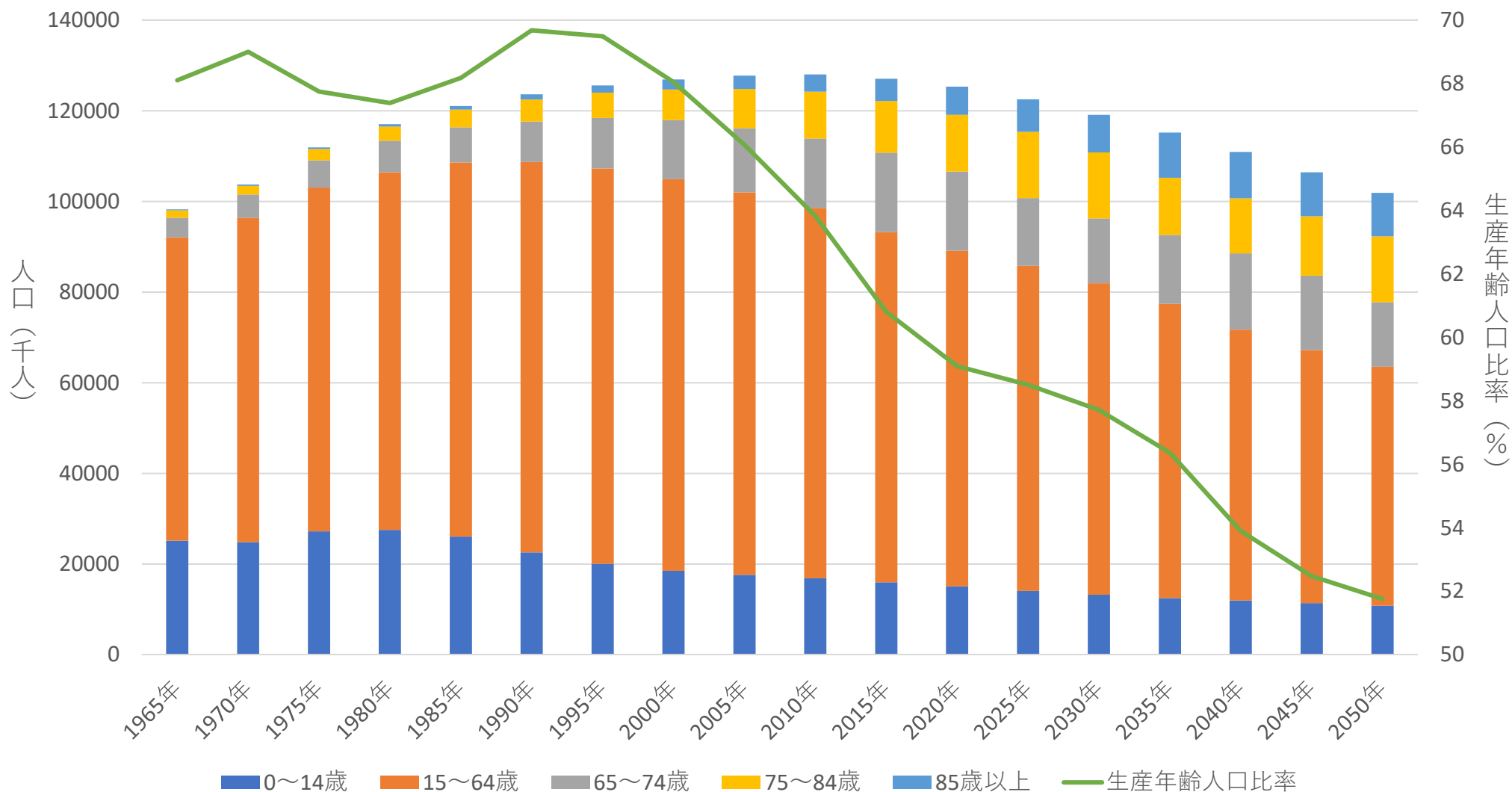
Society5.0とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱。



少子高齢化の急激な進行により、生産年齢人口は半減

2050年には日本の人口は約1億人まで減少する見込み。生産年齢人口比率は約5割に。



(備考) 将来推計人口は出生中位(死亡中位)。生産年齢人口は15~64歳の人口。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」より作成。

PISA2022の結果について

3分野（数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシー）

○ **数学的リテラシー（1位/5位）、読解力（2位/3位）、科学的リテラシー（1位/2位）3分野全てにおいて世界トップレベル。** 前回2018年調査から、OECDの平均得点は低下した一方、**日本は3分野全てにおいて前回調査より平均得点が上昇**（統計的には、読解力及び科学的リテラシーは有意に上昇、数学的リテラシーは有意差はない。）。

※（）の左側はOECD加盟国中、右側は全参加国・地域中における日本の順位。

○ 今回の結果には、**新型コロナウイルス感染症のため休校した期間が他国に比べて短かったことが影響した可能性があること**が、OECDから指摘されている。このほか、

- ・学校現場において**現行の学習指導要領を踏まえた授業改善が進んだこと**
- ・学校における**ICT環境の整備が進み、生徒が学校でのICT機器の使用に慣れたこと**

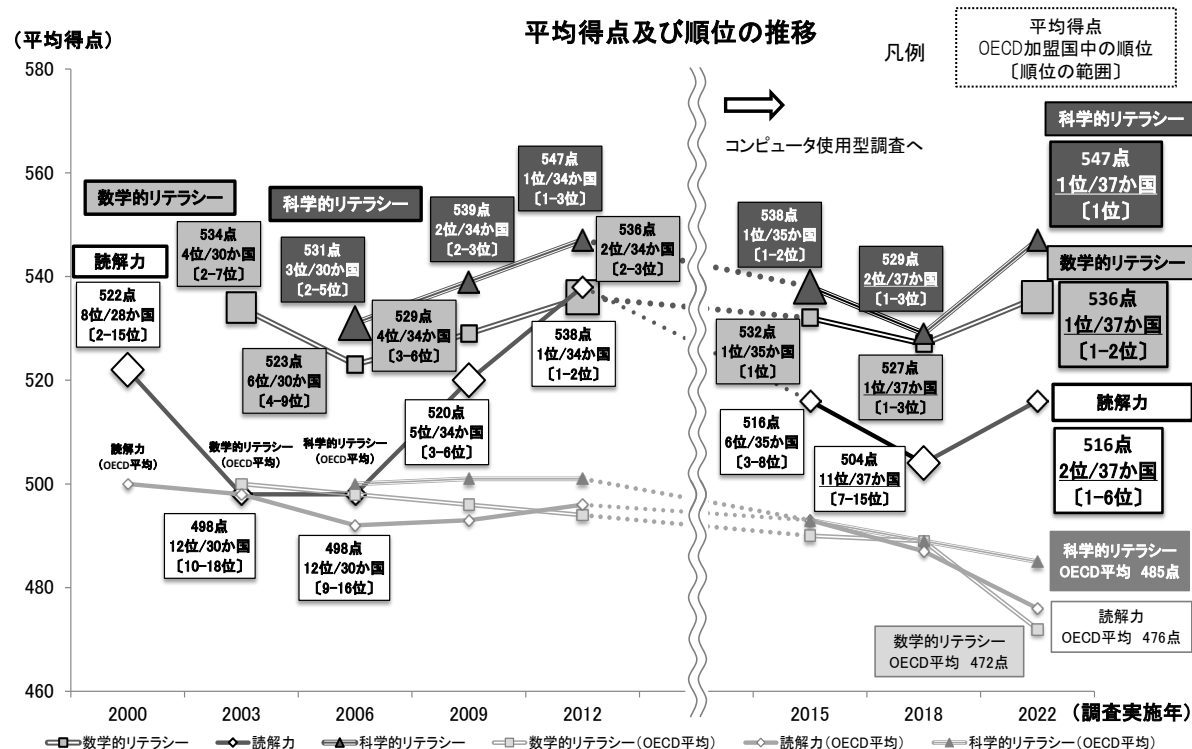
などの様々な要因も、**日本の結果に複合的に影響している**と考えられる。

○ **読解力、科学的リテラシーにおいて低得点層（習熟度レベル1以下）の割合が有意に減少し、数学的リテラシー、科学的リテラシーにおいて高得点層（習熟度レベル5以上）の割合が有意に増加。**

社会経済文化的背景と平均得点

○ **社会経済文化的背景（ESCS）の水準が高いほど習熟度レベルが高い生徒の割合が多く、低いほど習熟度レベルが低い生徒の割合が多い傾向が見られることは、OECD平均と同様の傾向。**

○ 一方、**数学的リテラシーの平均得点が高い国の中では、日本はESCS水準別に見た数学的リテラシーの得点差が小さい国の一つで、かつ、ESCSが生徒の得点に影響を及ぼす度合いが低い国の一つ。**



※各リテラシーが初めて中心分野（重点的に調査する分野）となった回（読解力は2000年、数学的リテラシーは2003年、科学的リテラシーは2006年）のOECD平均500点を基準値として、得点を換算。数学的リテラシー、科学的リテラシーは経年比較可能な調査回以降の結果を掲載。中心分野の年はマークを大きくしている。

※2015年調査はコンピュータ使用型調査への移行に伴い、尺度化・得点化の方法の変更等があったため、2012年と2015年の間には波線を表示している。

※順位との範囲とは、統計的に考えられる平均得点の上位及び下位の順位を示したものである。

新型コロナウイルス感染症の影響～2018-2022年における「レジリエントな」国・地域～

○ OECDが分析する「レジリエントな」国・地域（※1）は4つ（※2）で、日本はその1つ。

（※1）以下の3つの側面全てにおいて安定又は向上が見られた国・地域

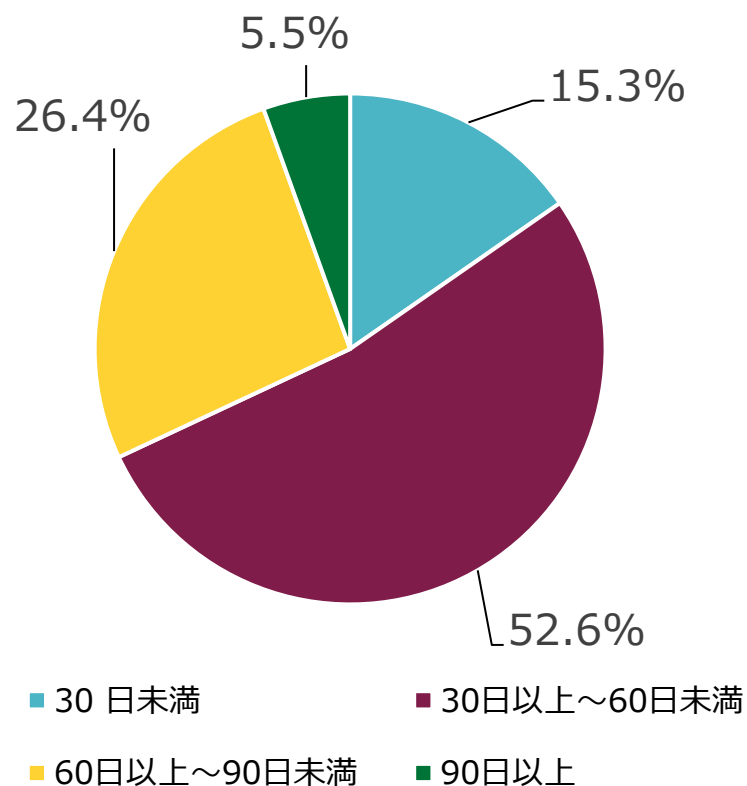
- ① 数学の成績
（数学的リテラシーの得点の2022年の結果と2018年から2022年にかけての変化）
- ② 教育におけるウェルビーイング
（学校への所属感の2022年の結果と2018年から2022年にかけての変化）
- ③ 教育の公平性
（公平性の2022年の結果と2018年から2022年にかけての変化）

（※2）日本の他、韓国、リトアニア、台湾。

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業・学校行事の中止

- コロナの影響を受けて、集団で行う学校行事の中止や体験活動の停滞など、学校教育活動が制約され、学校教育がこれまで担っていた役割が、十全には発揮されなかった。

中学校における臨時休業等の実施期間※
(2020年4月～2021年5月)



※短縮授業・分散登校を含み、春季休業を含まない。地域一斉による臨時休業期間であり、個別に行われていた臨時休業等は含まない。
(臨時休業が2期間にわたって行われていた場合には最も長い臨時休業等の実施期間を回答)

出典：令和3年度全国学力・学習状況調査

2020年度における各学校行事を中止した学校の比率 (%)

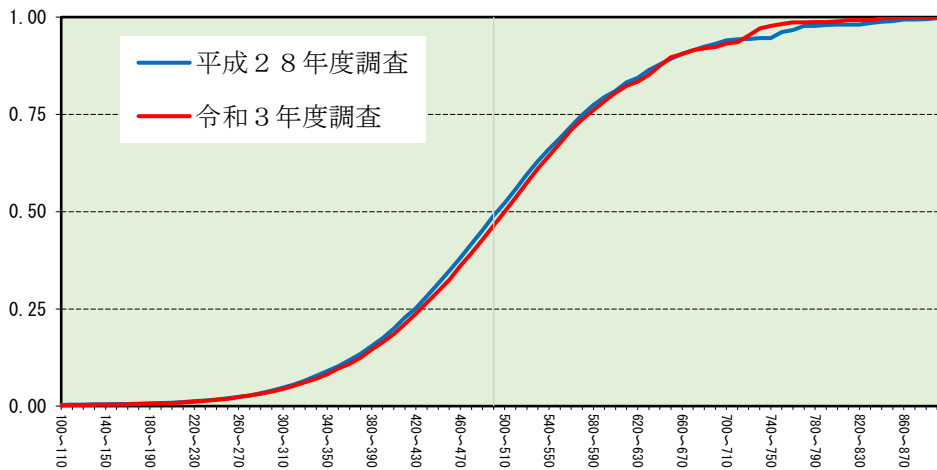
	小学校	中学校
音楽会ほか音楽会系行事	74.9	47.0
芸術鑑賞会	67.1	73.2
職場見学・職場体験	61.9	78.4
学芸会・文化祭	54.4	30.8
集団宿泊活動	41.0	70.4
遠足	37.4	45.1
授業参観・学校公開	19.6	46.8
運動会ほか体育系行事	17.6	17.0
修学旅行	13.5	27.6
入学式	2.5	5.4
卒業式	0.1	0.2

出典：
新型コロナウイルス感染症と学校等における学びの保障のための取組等による児童生徒の学習面、心理面等への影響に関する調査研究

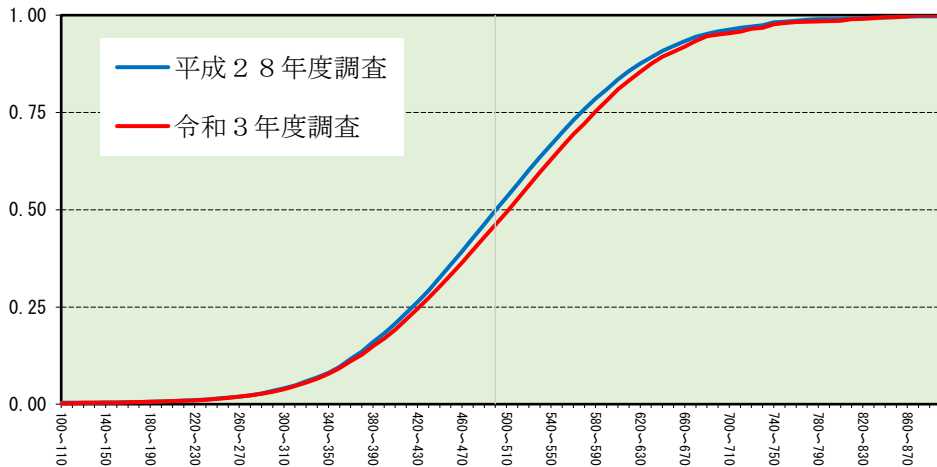
新型コロナウイルス感染症の児童生徒への影響

- コロナの影響による臨時休業、学校教育活動の制約にも関わらず、現場の先生方や子供たちの努力の下、**GIGAスクール構想による一人一台端末の整備等**を通じて、**児童生徒の学力の低下は見られなかった。**
- 一方、児童生徒の**体力の低下**、**不登校児童生徒の増加**等の課題が生じた。

中学校における学力の経年変化

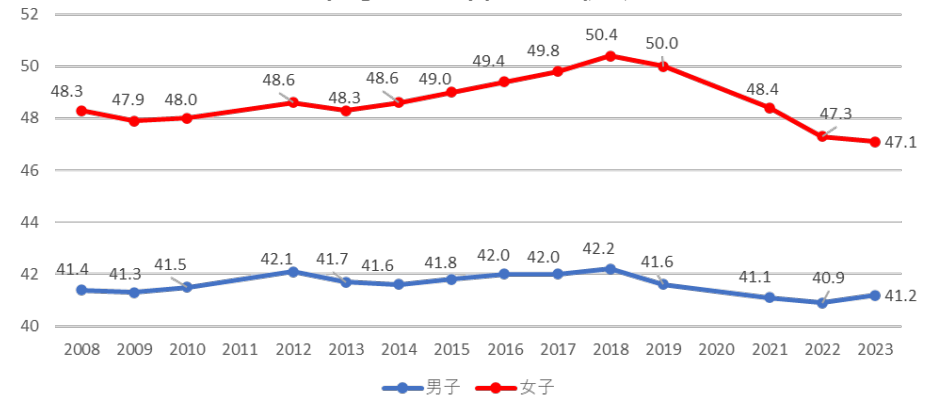


数学



出典：令和3年度全国学力・学習状況調査「経年変化分析調査」

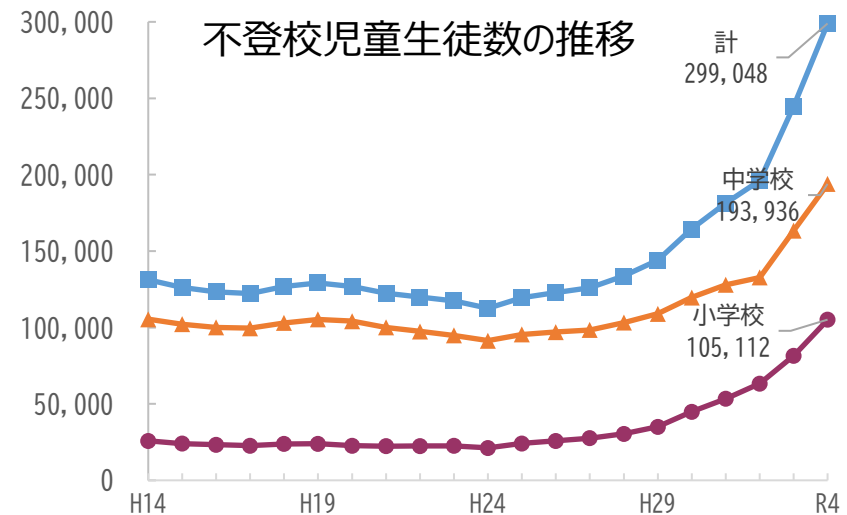
中学生の体力の状況



※縦軸の数値は体力合計点（実技テスト8種目の記録を点数化し、合計した点数）

出典：令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

不登校児童生徒数の推移



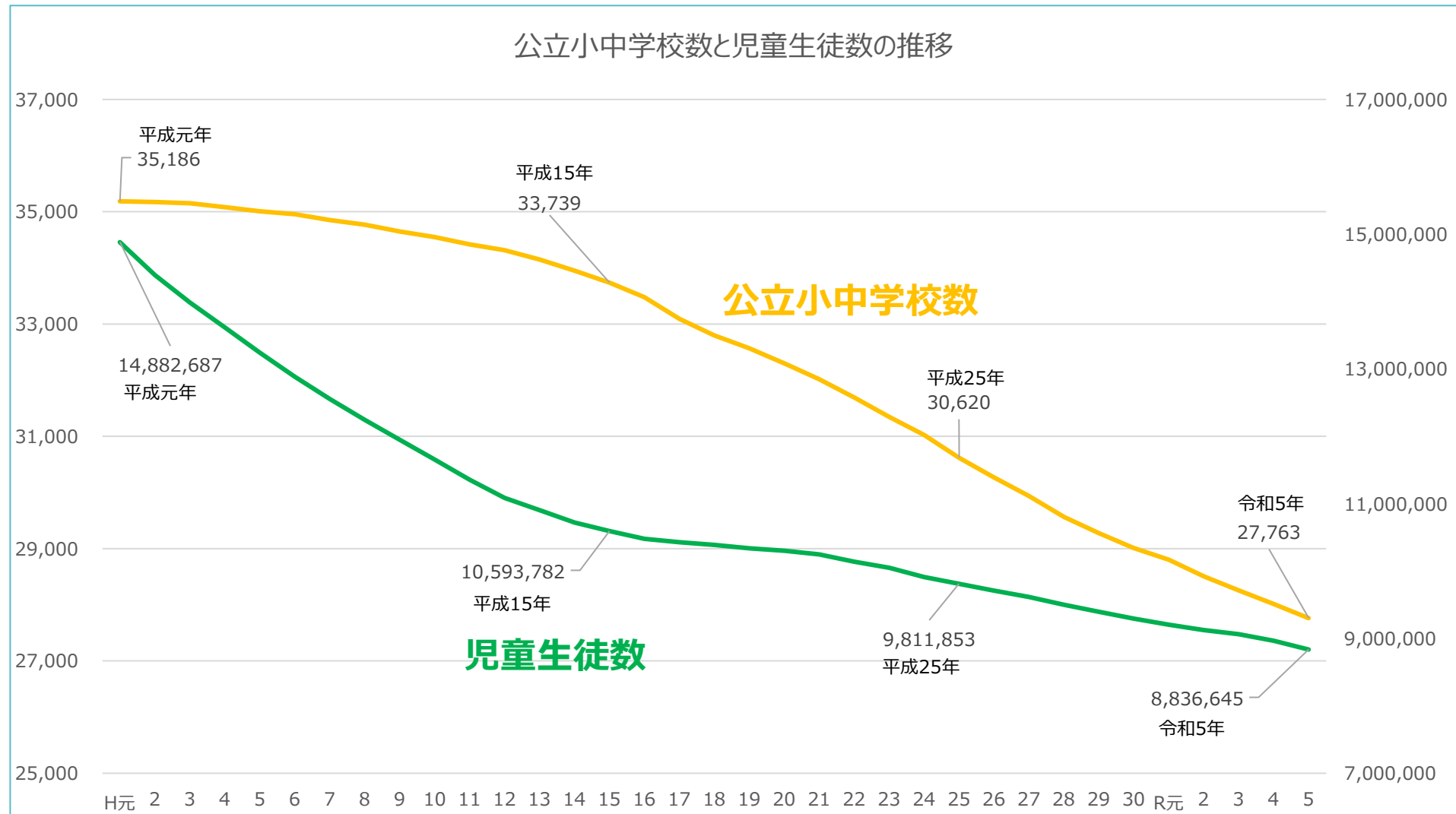
出典：令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

公立小中学校数と児童生徒数の推移（平成元年度～令和5年度）

- 過去10年間で公立小中学校の学校数は9.3% (2,857校)減少。
- 過去10年間で公立小中学校の児童生徒数は9.9% (975,208人)減少。
- 1市町村に1小学校1中学校等※¹という市町村は258 (14.8%)※²ある。※³

※1: 1小1中0義務、1小0中0義務、0小0中1義務

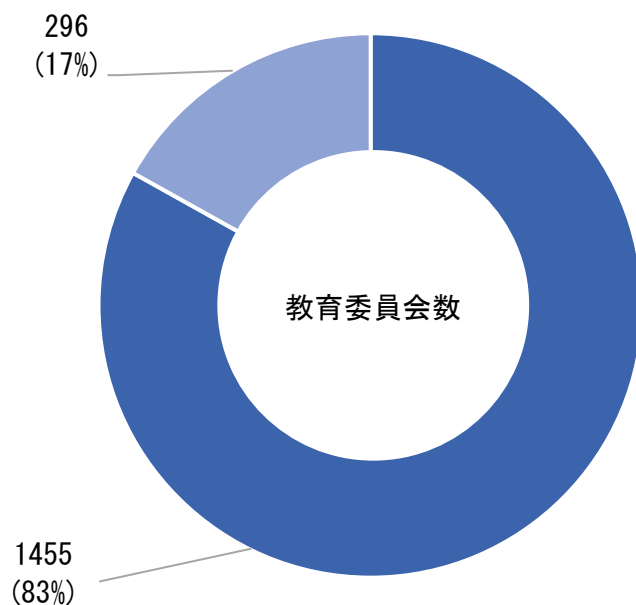
※2: 令和4年5月1日時点の市町村数(1747市町村)を分母として算出



市町村内に同一の学校種が一つしか無い市町村の割合

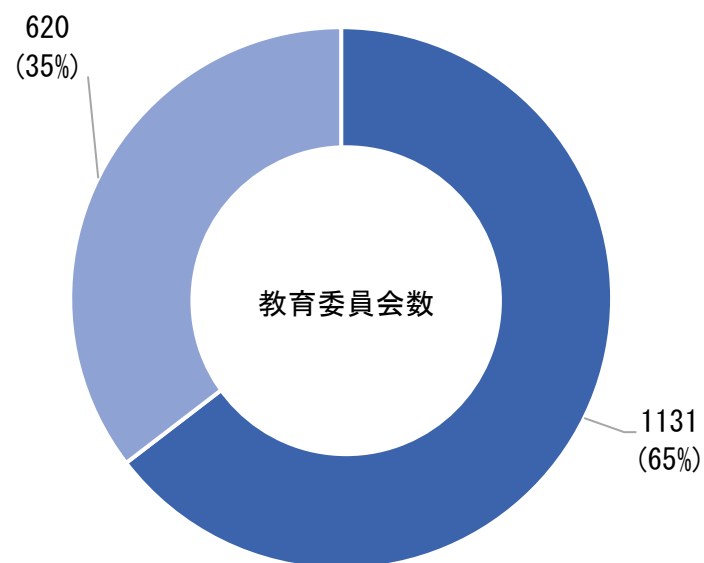
(小学校等※1)

回答者数：1751



(中学校等※2)

回答者数：1751



■ 2校以上ある ■ ない

※1 小学校及び義務教育学校の前期課程。

※2 中学校及び義務教育学校の後期課程。

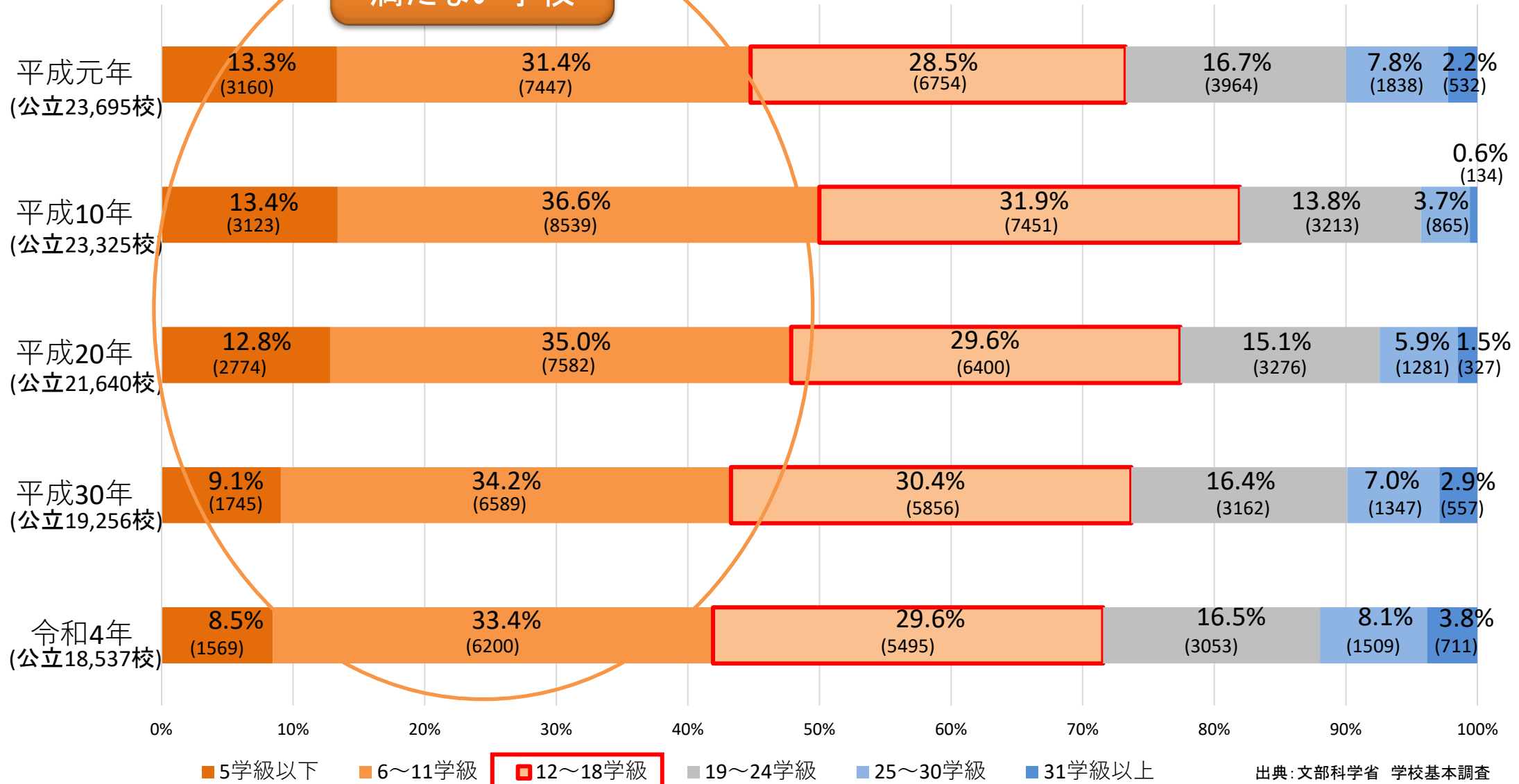
出典：就学校の指定・区域外就学の活用状況調査（令和4年5月1日時点）における「就学校の指定をし得る教育委員会（事務組合等を含む）※3数」

※3 就学校の指定をし得る学校（休校となっている学校を除く）が2校以上ある教育委員会

公立小学校の約4割が標準規模を下回る

標準規模に
満たない学校

※グラフ中の（ ）内の数字は全体の学校数（0学級の学校数を除く）に占める割合
 ※学校数は本校の数、分校を含まない
 ※特別支援学級を含む



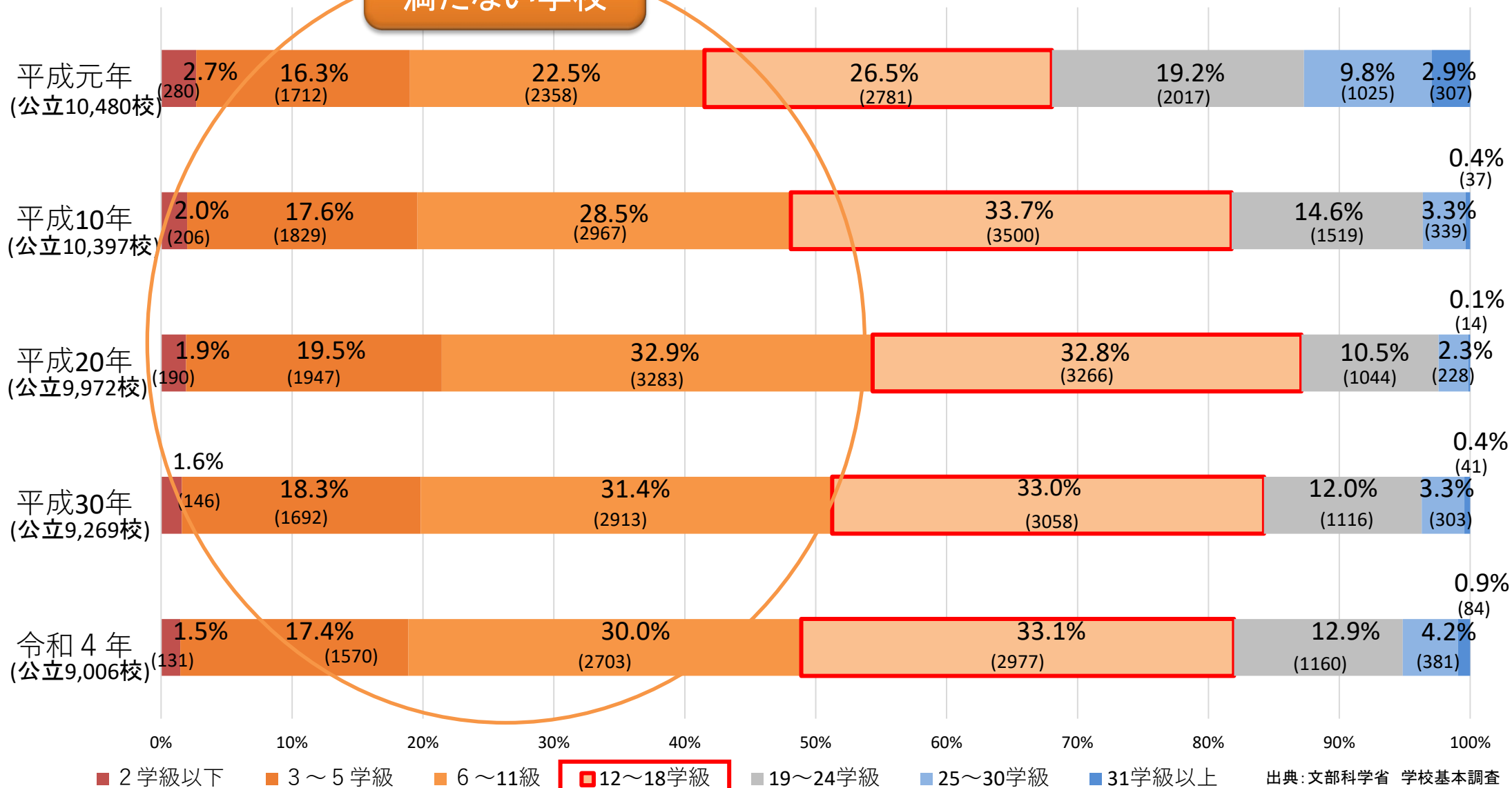
出典：文部科学省 学校基本調査

【学校教育法施行規則第41条】
 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地
 域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

公立中学校の約 5 割が標準規模を下回る

標準規模に
満たない学校

※グラフ中の () 内の数字は全体の学校数 (0学級の学校数を除く) に占める割合
 ※学校数は本校の数、分校を含まない
 ※特別支援学級を含む



【学校教育法施行規則第79条(同規則第41条を準用)】
中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

小規模校（特に少人数学級）のメリットと課題

【少人数を生かした指導の充実】

一般に小規模校には下記のようなメリットが存在すると言われています。

- ①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- ②意見や感想を発表できる機会が多くなる
- ③様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- ④複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
- ⑤運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- ⑥教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
- ⑦異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
- ⑧地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
- ⑨児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

【学級における児童生徒数（学年単学級の場合）が極端に少ない場合に生じる課題】

学級は、児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位であり、特に単学級の学年が生じているような場合については、学級規模（1学級の児童生徒数）を考慮することが極めて重要になってきます。（略）一般に、学級規模が小さいと、きめ細かな指導がしやすくなる、様々な活動のリーダーを務める機会が増える、発言の機会を多く確保できるようになるといったメリットがありますが（略）、その一方で、学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合、（略）学級数が少ないことにより生じる様々な課題のうち、以下の点が特に顕著な課題として現れてきます。

- ・運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・クラス内で男女比の偏りが生じやすい
- ・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ・班活動やグループ分けに制約が生じる
- ・協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ・教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ・教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

（出典）「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」（平成27年1月27日文部科学省）

※【 】中及びタイトルは本資料用に改編。

認識すべき教室の中にある多様性・子供目線の重要性 (小学校のイメージ:一例)

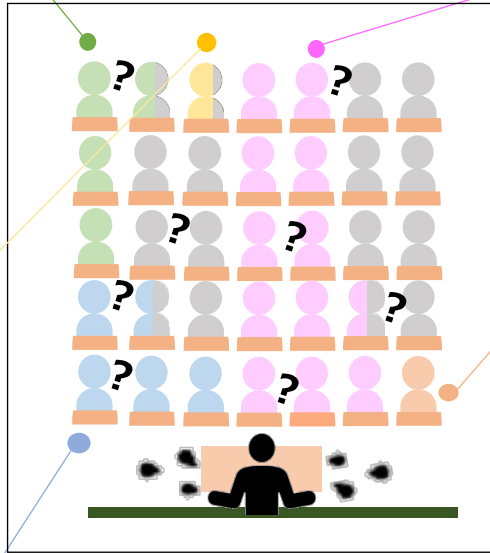
すべての子供たちの可能性を最大限引き出す教育が求められている中、教室には、発達障害や特異な才能、家で日本語を話す頻度が少ない子供、家庭の文化資本の差による学力差等、学級には様々な特性を持つ子供が存在し、これらの特性が複合しているケースもある。同学年による同年齢の集団は、同調圧力が働きやすく、学校に馴染めず苦しむ子供も一定数存在し、不登校・不登校傾向の子どもは年々増加の一途をたどっている。さらには、一斉授業スタイルでは、一定の学力層に焦点を当てざるを得ず、結果として、いわゆる「浮きこぼれ」「落ちこぼれ」双方を救えていない現状。また、困難を抱えていても、一見困難に直面しているように見えず見過ごされてしまう場合がある。このように、子どもたちが多様化する中で、教師一人による紙ベースの一斉授業スタイルは限界にきている。

学習面又は行動面で著しい困難を示す子供

学習面又は行動面で著しい困難を示す子供※1
3.6人 (10.4%)

- ・ADHD(注意欠如多動性障害)
いつもそわそわして、じっと座ってられない。いろいろなものに気が散り、授業に集中できない。
- ・LD(学習障害、読字障害)
文字が流暢に読めなかったり、板書に時間がかかったりして、授業の進度に合わせられない。
- ・ASD(自閉症スペクトラム)
学習活動の見通しが持てないと不安になる。暗黙のルールがわからず、突然発言してしまう。

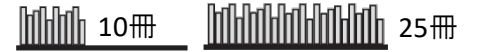
小学校 35人学級



家にある本が少ない子供 ※5
11.6人 (33.1%)

家庭の文化資本の違い

家にある本の冊数が少なく
学力の低い傾向が見られる子供
※家にある本の冊数と正答率の間には相関
家に本が10冊又は25冊と答えた割合



家で日本語をあまり話さない子供 ※6
1.0人 (2.9%)

家で日本語を話す頻度の違い

家で日本語を「いつも話している」子供と「全く話さない」子供の間には、正答率に差が見られる
※家で日本語を「全く話さない」「ときどき話す」と答えた割合

特異な才能のある子供

特異な才能のある子供 ※2
0.8人 (2.3%)

- 授業が暇で苦痛。価値観や感じ方の共感も得られなくて孤独。発言すると授業の雰囲気を壊してしまう。
- 小3から中学数学、小5で数ⅡBをやっていた。4歳のころ進化論を理解して、8歳で量子力学や相対性理論を理解していた。

子供たちの特性や関心・意欲は様々

話すこと・聞くこと
書くこと・読むこと
が得意な子供

文字情報・
音映像などの情報の扱
いが得意な子供

音やダンスで
表現することが
得意な子供

特定の分野に極めて
高い集中力を
示す子供

興味や関心が
拡散しやすい子供

特定の分野などに
関心・意欲や知的な好奇心
が旺盛な子供

不登校・不登校傾向の子供

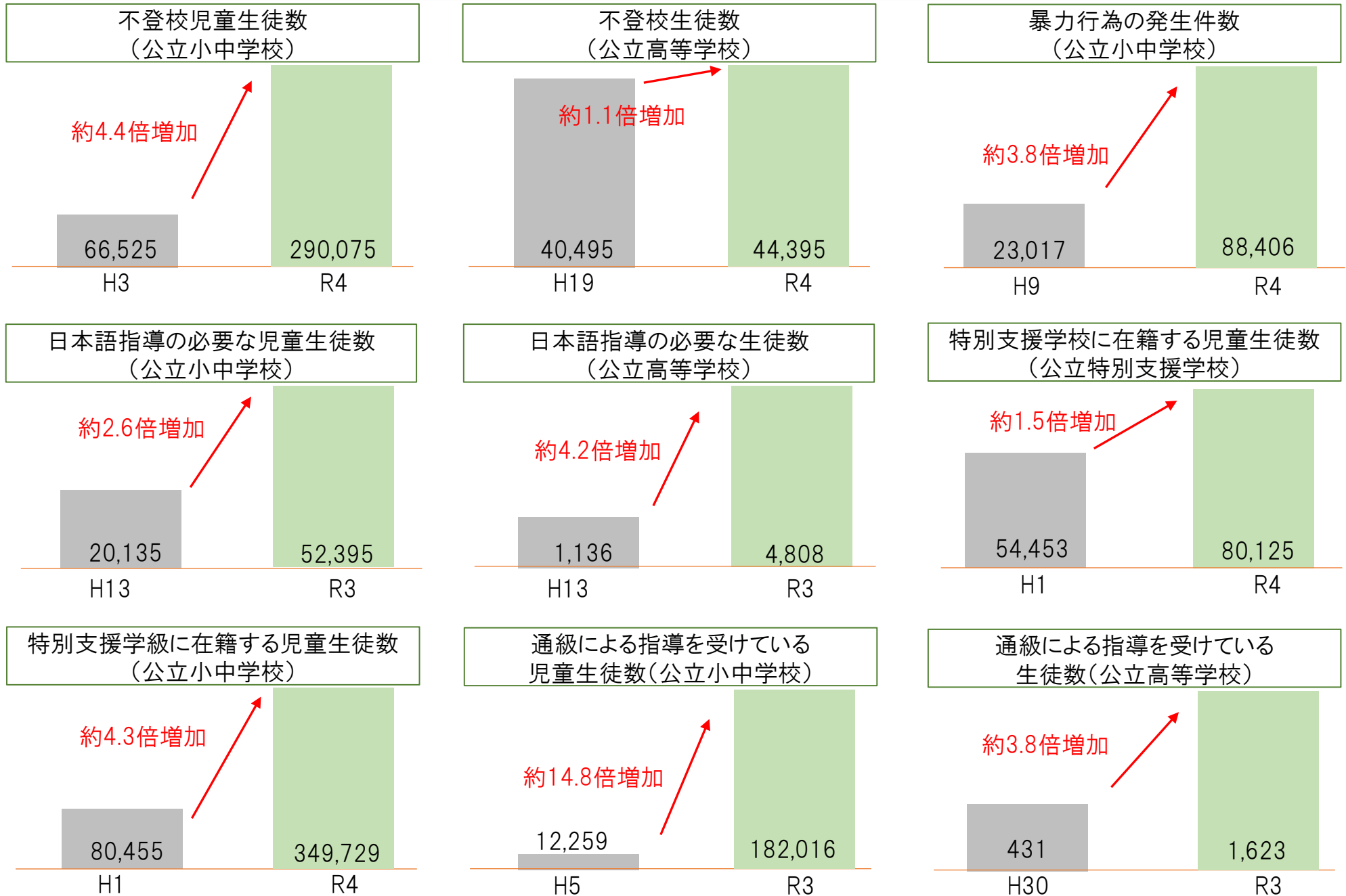
不登校 ※3
0.6人 (1.7%)

不登校傾向 ※4
4.1人 (11.8%)

※例示している特性が複合しているケースも多い。
※特性として示している子供についても、状況にはグラデーションがあり、様々であること。
※このほかにも、学校には、病気療養で学校に通えない子供やいわゆるヤングケアラー等、多様な背景や困難を抱える子供が存在している

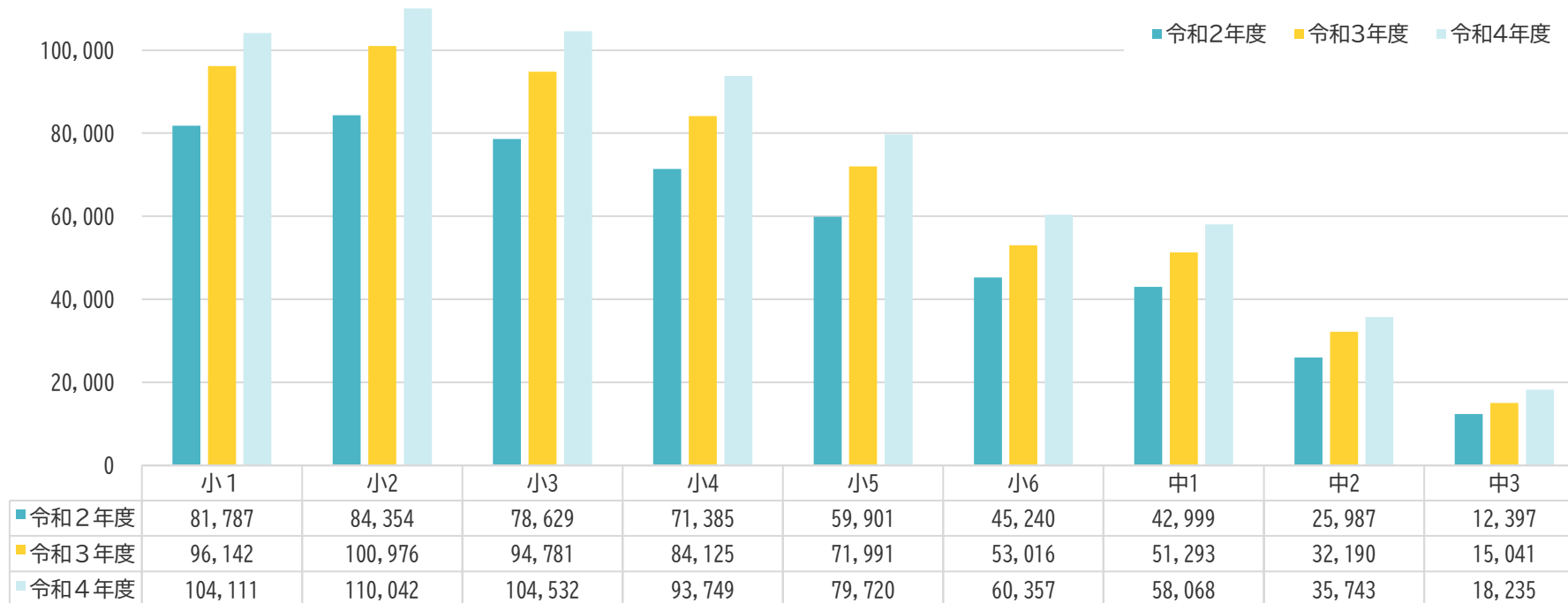
【出典】※1 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果 令和4年12月 (文部科学省) 「3.6人(10.4%)」の数字は、ADHD、LD、ASDの内訳を示したものではない。
ADHD、LD、ASDの記載は、日野公三著『発達障害の子どもの進路と多様な可能性』(WAVE出版、2018年)を参考に内閣府で作成。
※2 日本には定義がないため、IQ130以上を仮定し、知能指数のベルカーブの正規分布を元に算出。子どもの吹き出しは、文部科学省 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議アンケートを参考に編集。
※3 不登校 年間に連続又は断続して30日以上欠席 (令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省))
※4 不登校傾向 年間欠席数30日未満、部分登校、保健室登校、「基本的には教室で過ごし、皆と同じことをしているが、心の中では学校に通いたくない・学校が辛い・嫌だと感じている」場合など含む(不登校傾向にある子どもの実態調査(2018)(日本財団))
※5 令和5年度 全国学力・学習状況調査 児童質問紙結果より内閣府において作成。全国平均値等を1クラスに仮に見立てた場合のイメージ図。実際には偏在等は生じている可能性が有る旨留意。
児童生徒質問内容:あなたの家には、およそどれくらい本がありますか。(家にある本の冊数は、家庭の社会的背景を表す代替指標の一つ)
※6 令和3年度 全国学力・学習状況調査 児童質問紙結果より内閣府において作成。全国平均値等を1クラスに仮に見立てた場合のイメージ図。実際には偏在等は生じている可能性が有る旨留意。
児童生徒質問内容:あなたは、家でどれくらい日本語を話しますか。(家で日本語を話す頻度の状況を確認するための質問事項)

学校が抱える様々な教育課題の状況

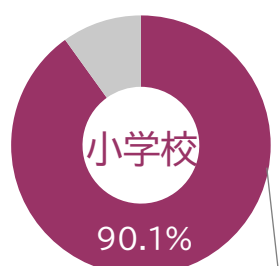


小・中学校におけるいじめの状況について

いじめの認知件数(学年別)



いじめを認知した学校数の割合(学校種別)

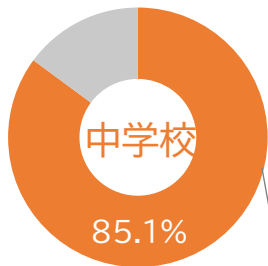


前年度より +2.0%

いじめを認知した学校数

17,420校 / 19,339校

1校当たりの認知件数 28.5件
(前年度 25.7件)



前年度より +1.9%

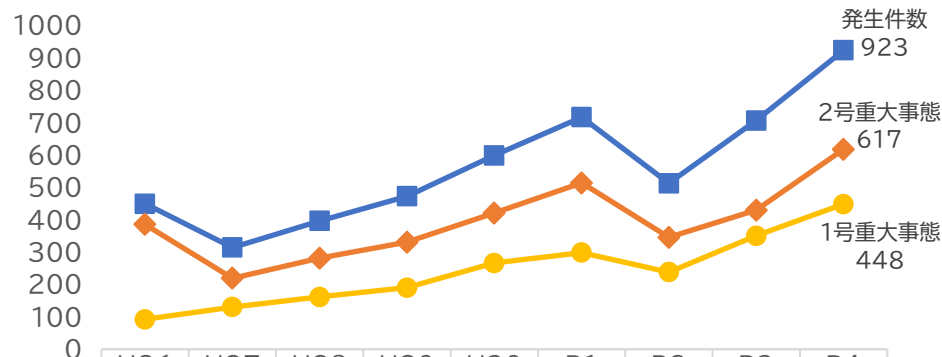
いじめを認知した学校数

8,723校 / 10,247校

1校当たりの認知件数 10.9件
(前年度 9.5件)

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

※こちらのグラフのみ、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の合計値

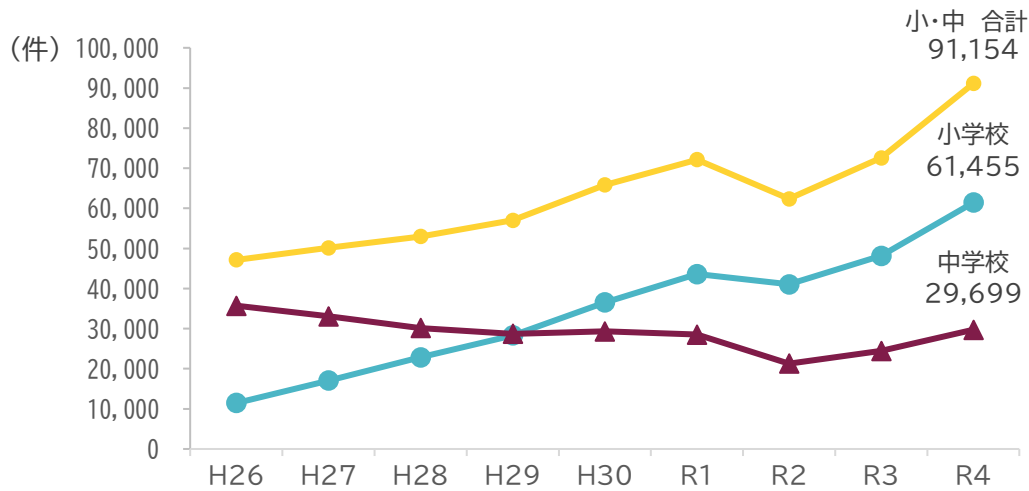


	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
発生件数	449	314	396	472	598	716	512	706	923
1号重大事態	92	130	161	190	266	298	238	350	448
2号重大事態	385	219	281	330	420	513	345	429	617

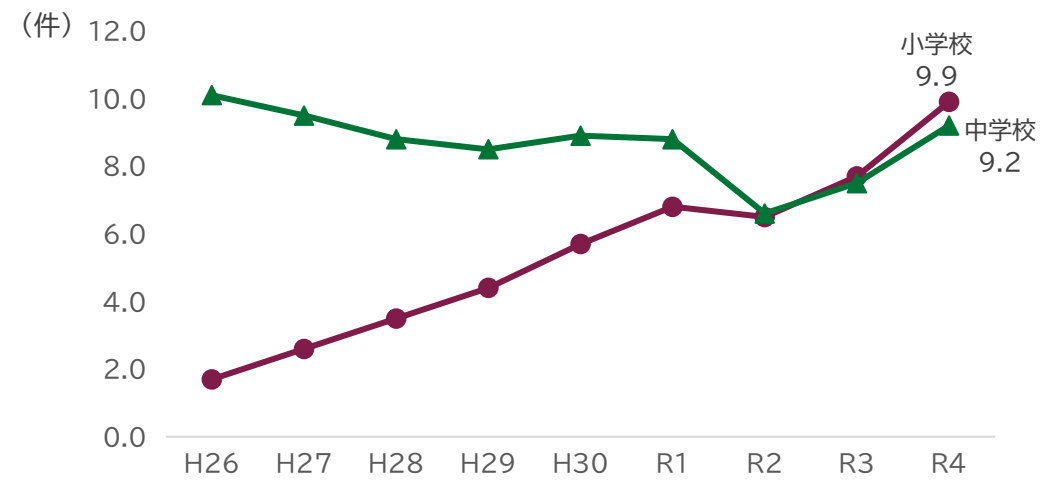
出典：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

小・中学校における暴力行為の状況について

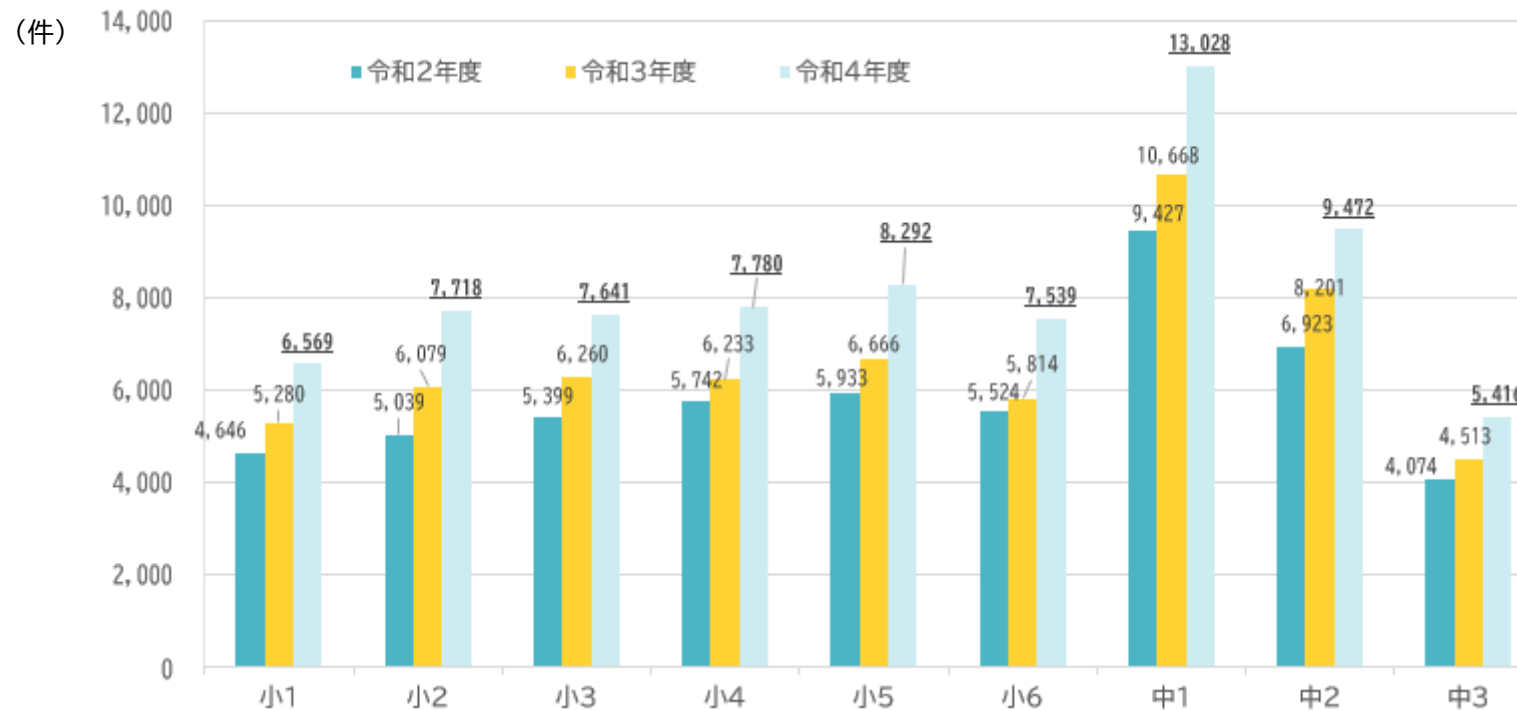
暴力行為発生件数の推移



1,000人当たりの暴力行為発生件数



学年別 加害児童生徒数



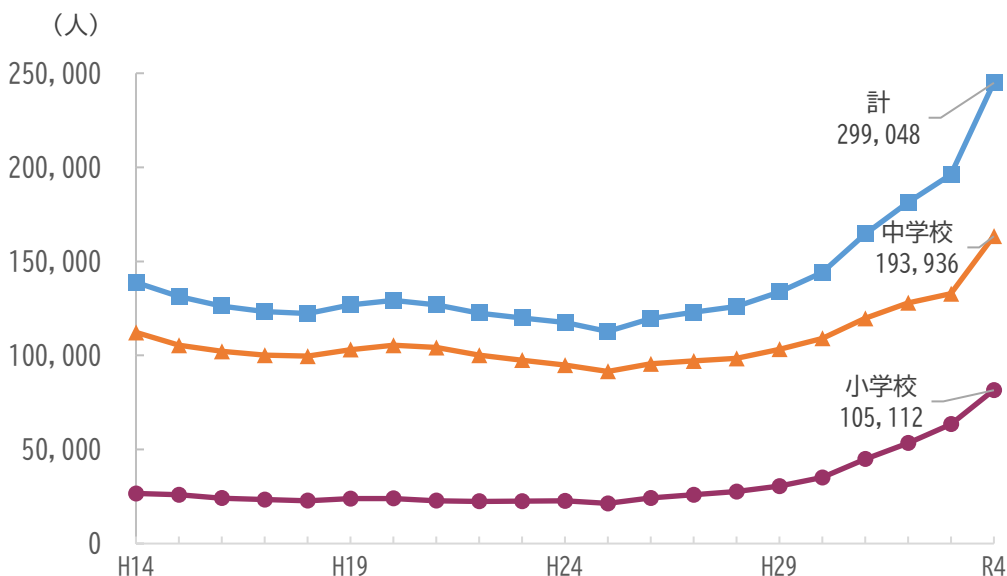
小・中学校における不登校の状況について

●小・中学校における長期欠席者※のうち、不登校児童生徒数は299,048人(前年度244,940人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は31.7人(前年度25.7人)。

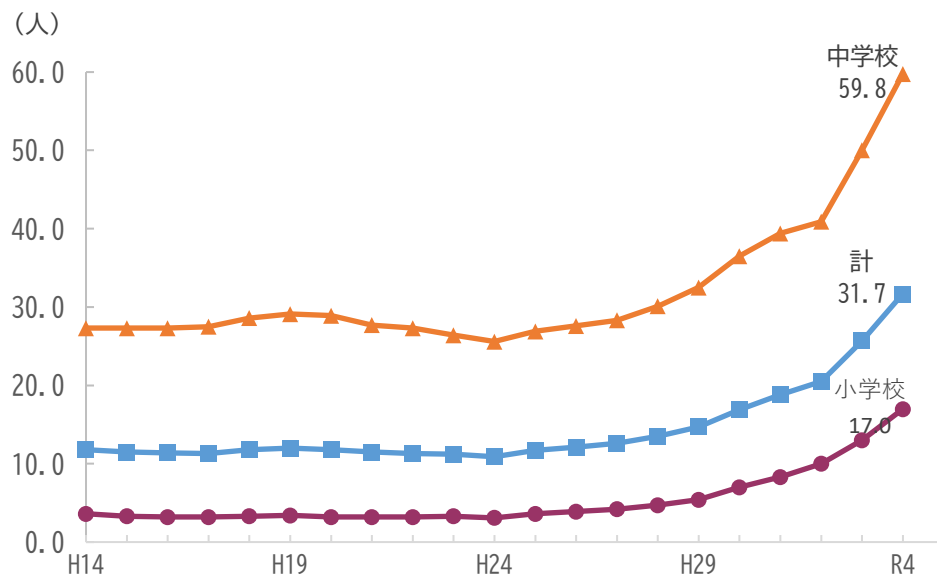
※「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒

●不登校児童生徒数は10年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



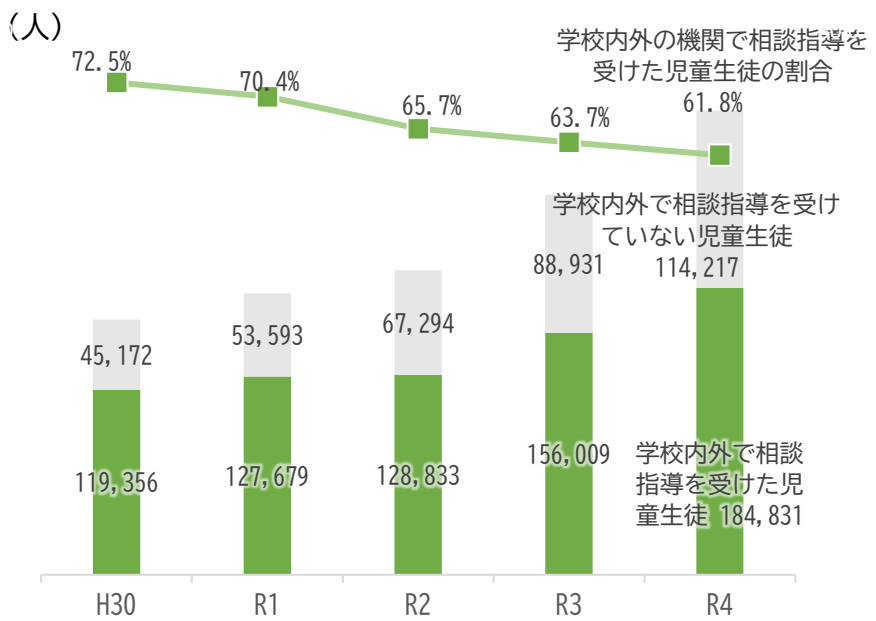
不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112
	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0
中学校	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936
	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8
計	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048
	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7

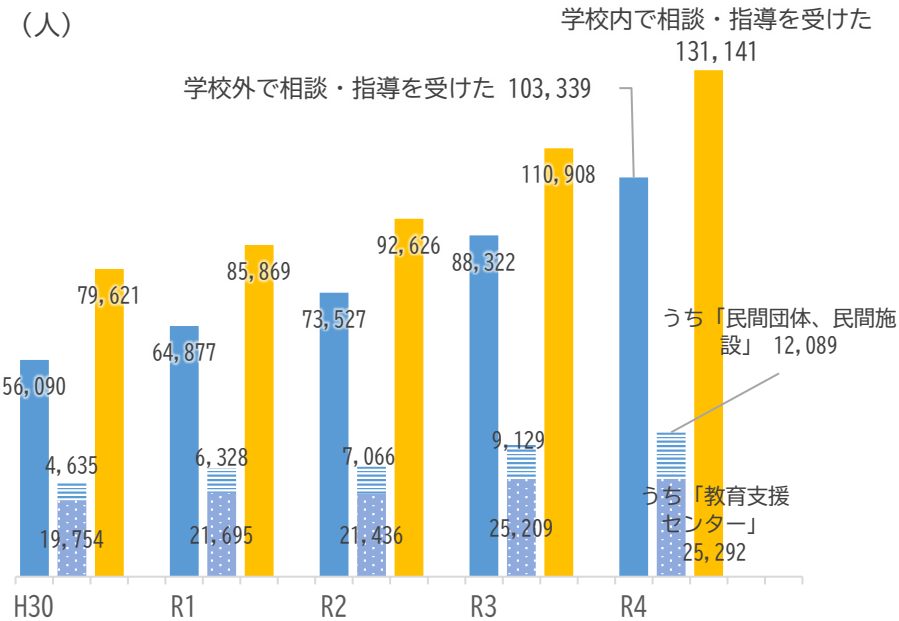
小・中学校における不登校の状況について

● 学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒は約18万5千人(前年度約15万6千人)で、不登校児童生徒に占める割合は61.8%(前年度63.7%)である。

不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況

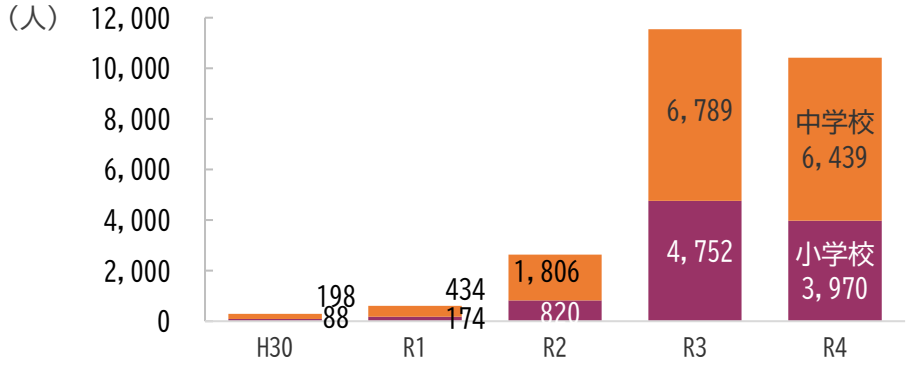


学校内外で相談・指導等を受けた児童生徒の状況



※学校内外の複数の機関で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、内数と合計は一致しない。

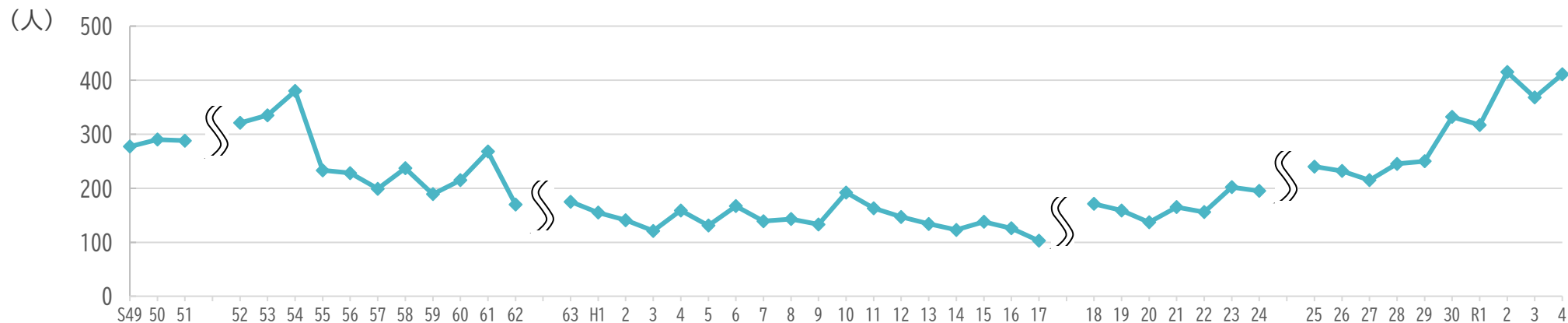
自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数



出典：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

自殺の状況について

● 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は411人(前年度368人)である。



	小学校	中学校	高等学校	合計
R 2年度	7	103	305	415
R 3年度	8	109	251	368
R 4年度	19	123	269	411

※ 昭和51年までは公立中・高等学校を調査。昭和52年からは公立小学校、平成18年度からは国私立学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。

※ 昭和49年から62年までは年間の数、昭和63年以降は年度間の数である。

※ 学校が把握し、計上したもの。

自殺した児童生徒が置かれていた状況 (複数回答可) (人)

	小学校	中学校	高等学校	合計
家庭不和	2	20	21	43
進路問題	0	18	19	37
父母等の叱責	1	22	11	34
友人関係 (いじめを除く)	1	14	17	32
精神障害	2	6	18	26
学業等不振	0	19	3	22
えん世	0	6	8	14
病弱等による悲観	0	5	7	12
恋愛関係での悩み	0	3	6	9
いじめの問題	1	4	0	5
教職員による体罰、不適切指導	1	0	1	2
教職員との関係での悩み (体罰、不適切指導を除く)	0	0	1	1
不明	14	72	169	255
その他	1	7	15	23

令和4年度の警察庁の統計数値との比較 (人)

	警察庁調査	文科省調査	差
小学校	18	19	-1
中学校	141	123	18
高等学校	326	269	57
合計	485	411	74

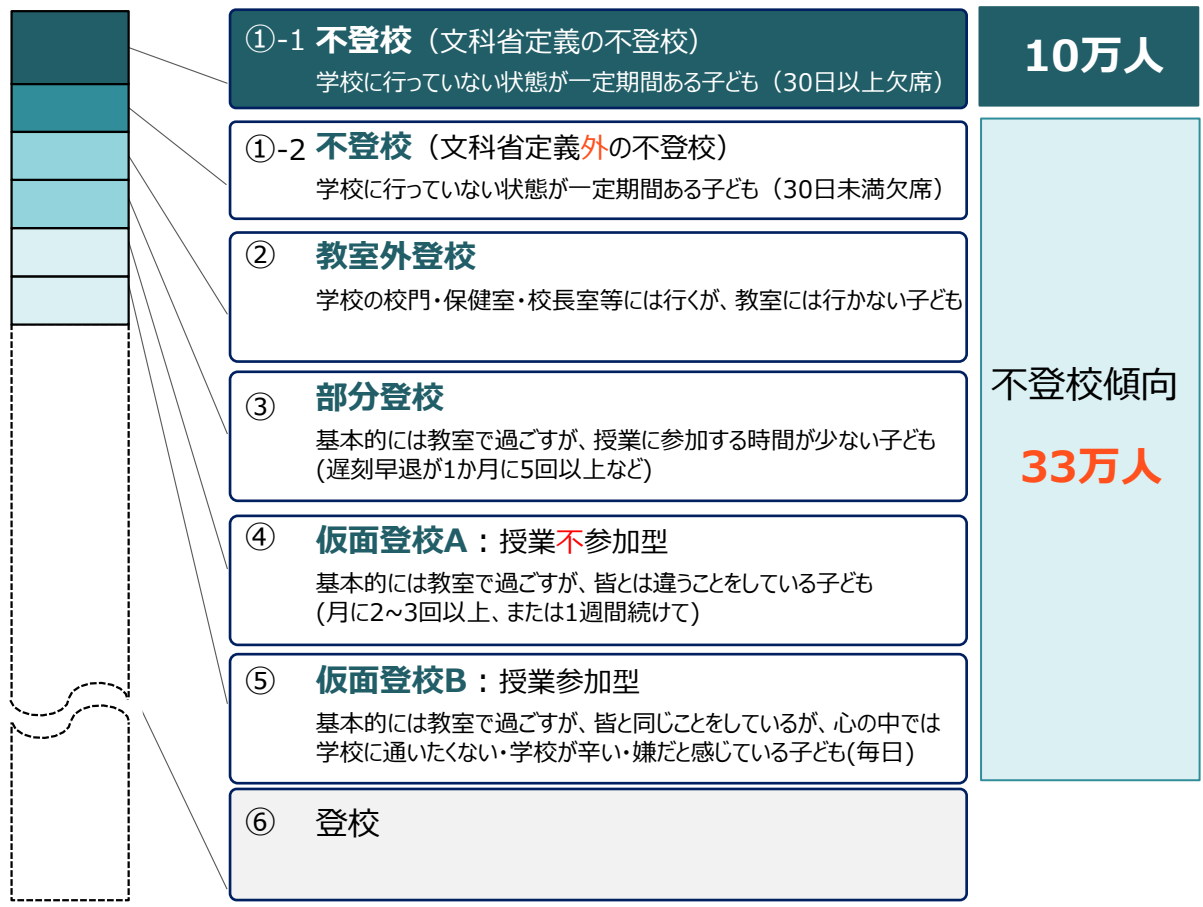
※警察庁調査、文部科学省調査とも年度間の自殺者数。

※警察庁調査における、令和5年1月～3月までの数値は暫定値である。

出典：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査


不登校傾向にある中学生の状況（推計）

不登校傾向にある子どもの人数（推計）




日本財団調査
(中学生が回答)


中学校に行きたくない理由

 **身体的理由**

- 疲れる
- 朝、起きられないなど

 **学習に関する理由**

- 授業がよくわからない/ついていけない
- テストを受けたくないなど

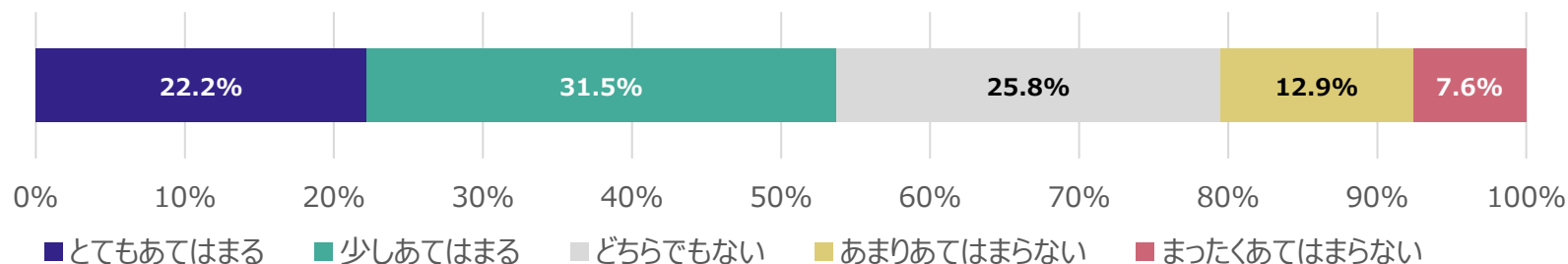
 **居心地に関する理由**

- 学校は居心地が悪い
- 友達とうまくいかないなど

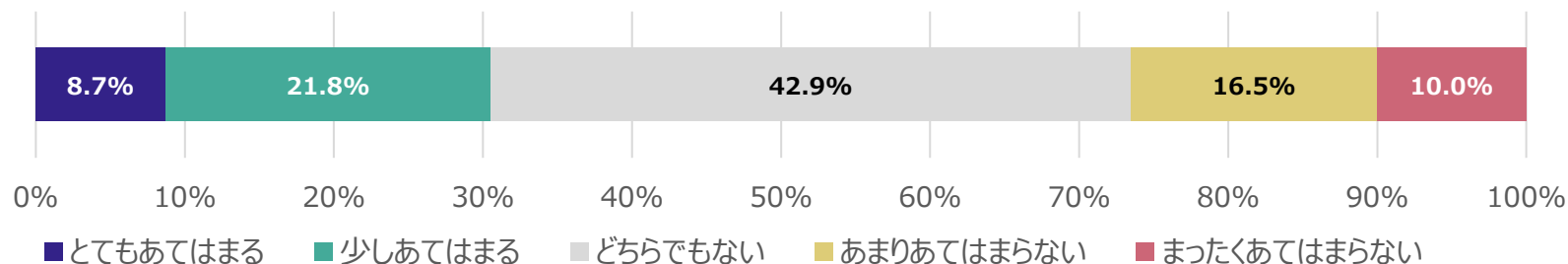
学校で過ごす中で思うこと・学校で受けている授業に関して思うこと

- ✓ 7割以上の児童生徒が、学校に通うのは楽しいと感じている。
- ✓ 約3割の児童生徒が、授業の内容が難しすぎと感じているのに対して、授業の内容が簡単すぎと感じている児童生徒は2割未満である。

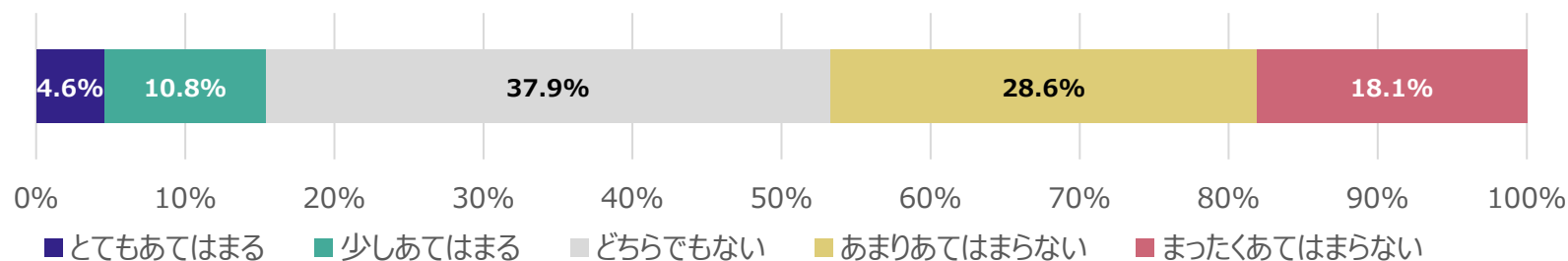
学校で勉強することは楽しい



授業の内容が難しすぎると思う
















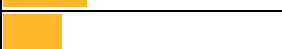
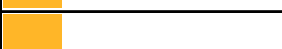
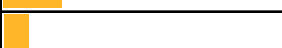


授業の内容が簡単すぎると思う



学校生活を通じて身に付けたいこと・身に付いていると思うこと

- ✓ 「失敗を恐れず挑戦する力」「相手に伝わるように自分の考えを表現する力」は、学校生活を通じて身に付けたいと考える児童生徒が半数以上であるのに対して、実際に学校生活を通じて身に付いていると思っている児童生徒は3割未満である。
- ✓ 「友達の大切さを認め、多様な意見や考えを尊重する力」「自分が困ったときに他の人に助けを求める力」「1人1台端末（タブレットなど）を学習等で活用する力」は回答割合にあまり差がない。

	学校生活を通じて身に付けたいことと身に付いていると思うことの回答割合の差	【再掲】学校生活を通じて身に付けたいこと	【再掲】学校生活を通じて身に付いていると思うこと
失敗を恐れず挑戦する力	 33ポイント差	59.2%	26.1%
相手に伝わるように自分の考えを表現する力	 31ポイント差	57.8%	27.1%
自ら判断する力	 28ポイント差	66.4%	38.8%
ものごとに見通しをもって計画的に取り組む力	 26ポイント差	46.6%	20.6%
新しいものや考えを生み出す創造的な力	 25ポイント差	48.8%	24.1%
基礎的・基本的な知識・技能	 22ポイント差	72.9%	50.8%
自ら学ぶ力	 21ポイント差	55.5%	34.1%
ものごとをやりとげるねばり強さ	 21ポイント差	48.6%	27.2%
自ら論理的に考える力	 20ポイント差	41.1%	21.0%
自分の生き方や進路について考える力	 19ポイント差	43.4%	24.5%
社会生活に必要な常識やきまりを守る力	 16ポイント差	51.5%	35.3%
自分の良さを生かし、他者と協力して取り組む力	 16ポイント差	46.6%	30.6%
言われたことを正確に行う力	 15ポイント差	43.3%	28.3%
集団の中で意見をまとめていくリーダーシップ	 14ポイント差	33.2%	19.1%
自分には良さがあると認める力	 10ポイント差	35.2%	24.7%
友達の大切さを認め、多様な意見や考えを尊重する力	 7ポイント差	55.0%	47.7%
自分が困ったときに他の人に助けを求める力	 7ポイント差	40.4%	33.4%
1人1台端末（タブレットなど）を学習等で活用する力	 3ポイント差	31.2%	27.8%

※「学校生活を通じて身に付けたいことと身に付いていると思うことの回答割合の差」は、各項目の「学校生活を通じて身に付けたいこと」の数値から「学校生活を通じて身に付いていると思うこと」の数値を引いた差。

18歳の意識調査

自身と社会の関わりについて、
どう思うか

全体的に低いものの、社会貢献意欲は比較的高い

- ✓ 自分は大人だと思う
- ✓ 自分は責任がある社会の一員だと思う
- ✓ 自分の行動で、国や社会を変えられると思う
- ✓ 国や社会に役立つことをしたいと思う
- ✓ 慈善活動のために寄付をしたい
- ✓ ボランティア活動に参加したい

6位
/6ヶ国中

Q 以下の項目に同意しますか。(各国n=1000)

※「はい」回答率を掲載

(単位: %)	自分は大人だと思 う	自分は責任があ る社会の一員だ と思 う	自分の行動で、 国や社会を 変えられると思 う	国や社会に役立 つことをしたい と思 う	慈善活動のため に寄付をしたい	ボランティア活動 に参加したい
日本	27.3 6位	48.4 6位	26.9 6位	61.7 6位	36.2 6位	49.7 6位
アメリカ	85.7	77.1	58.5	73.0	66.7	70.4
イギリス	85.9 1位	79.9	50.6	71.2	69.5	64.2
中国	71.0	77.1	70.9	82.1	78.9	85.3 1位
韓国	46.7	65.7	61.5	75.2	62.4	70.7
インド	83.7	82.8 1位	78.9 1位	92.6 1位	83.7 1位	78.1

自国で暮らす大人にとってどの
程度重要だと思うか？

個性を発揮すること、リーダーシップを発揮することが社会では評価されないのでは
ないか、という認識を持っている可能性

- 社会の伝統やルールを順守する 3位
- 前例にとらわれず、新しく創造的である 4位
- 他人との衝突を避け、調和を重視する 4位
- 他人との違いを恐れず、個性を発揮する 6位
- リーダーシップを発揮して他者を率いる 5位
- リーダーに従い、リーダーを適切に支援する 4位
- 地域の人間関係やコミュニティを大切にする 4位
- 地域や国境を越えてグローバルに能力を発揮する 3位
- 人種、性別、性的指向、障害などの多様性を理解し少数者を尊重する 3位

Q 以下の項目は、自国で暮らす大人にとって、どの程度重要な資質だと思いますか。(各国n=1000)

※各回答ごとに以下の値をあてはめ、平均値を算出

「0%：重要でない」=0点 / 「20%」=20点 / 「40%」=40点 / 「60%」=60点 / 「80%」=80点 / 「100%：重要」=100点

(単位: 点)	社会の伝統や ルールを順守する	前例にとらわれ ず、新しく創造的 である	他人との衝突を 避け、調和を 重視する	他人との違いを恐 れず、個性を 発揮する	リーダーシップを 発揮して他者を 率いる	リーダーに従い、 リーダーを適切に 支援する	地域の人間関係 やコミュニティを大 切にする	地域や国境を越 えてグローバルに 能力を発揮する	人種、性別、性的 指向、障害などの 多様性を理解し、 少数者を尊重する
日本	60.2 3位	60.3 4位	61.1 4位	59.4 6位	56.6 5位	58.4 4位	60.0 4位	58.9 3位	67.2 3位
アメリカ	49.1	62.7	58.1	63.8	58.9	50.9	60.1	56.0	66.0
イギリス	47.8	56.5	57.2	59.6	51.5	46.5	57.1	53.6	65.2
中国	71.0 1位	70.2 1位	70.6 1位	68.1 1位	68.1 1位	68.7 1位	69.6	66.1 1位	72.2 1位
韓国	57.6	58.6	61.4	61.3	59.5	61.7	59.7	58.8	64.6
インド	63.2	68.7	68.8	67.3	62.9	62.9	69.7 1位	63.1	71.2

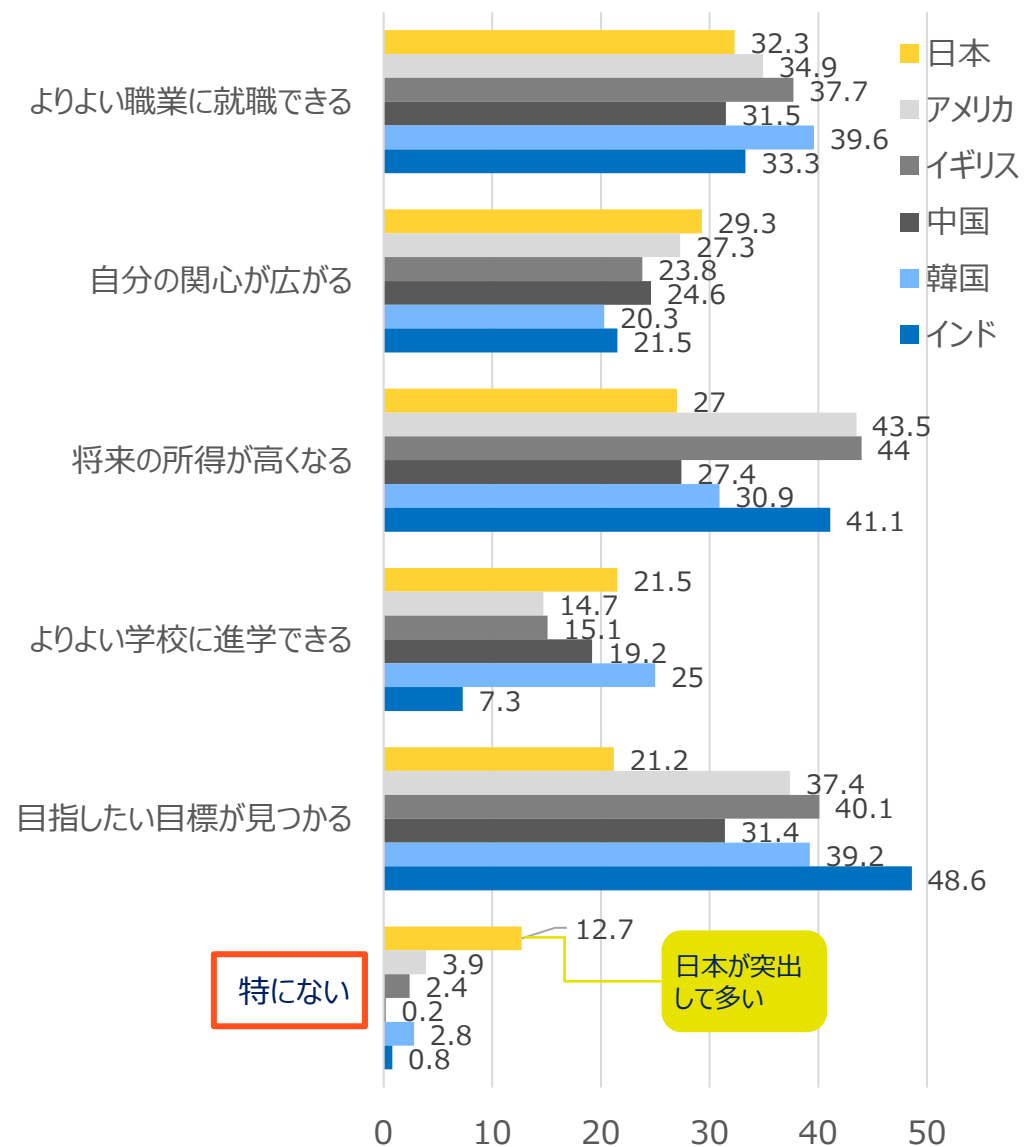
18歳の意識調査

学校で勉強する意味として重視してきたもの

他国と比べ、学校で勉強することの意味を見出せない割合が高く、目指したい目標が見つかる割合が低い。ただし、自分の関心が広がることを重視する割合は高い。

	日本 (n=1000)	アメリカ (n=1000)	イギリス (n=1000)	中国 (n=1000)	韓国 (n=1000)	インド (n=1000)
1位	よりよい職業に就職できる	将来の所得が高くなる	将来の所得が高くなる	よりよい職業に就職できる	よりよい職業に就職できる	目指したい目標が見つかる
2位	自分の関心が広がる	目指したい目標が見つかる	目指したい目標が見つかる	目指したい目標が見つかる	目指したい目標が見つかる	将来の所得が高くなる
3位	将来の所得が高くなる	よりよい職業に就職できる	よりよい職業に就職できる	国や社会に貢献できるようになる	将来の所得が高くなる	よりよい職業に就職できる
4位	よりよい学校に進学できる	自分の関心が広がる	新しい人と出会う	多様な意見・価値観を知ることができる	よりよい学校に進学できる	国や社会に貢献できるようになる
5位	目指したい目標が見つかる	新しい人と出会う	自分の関心が広がる	将来の所得が高くなる	勉強することが義務だから	自分の関心が広がる

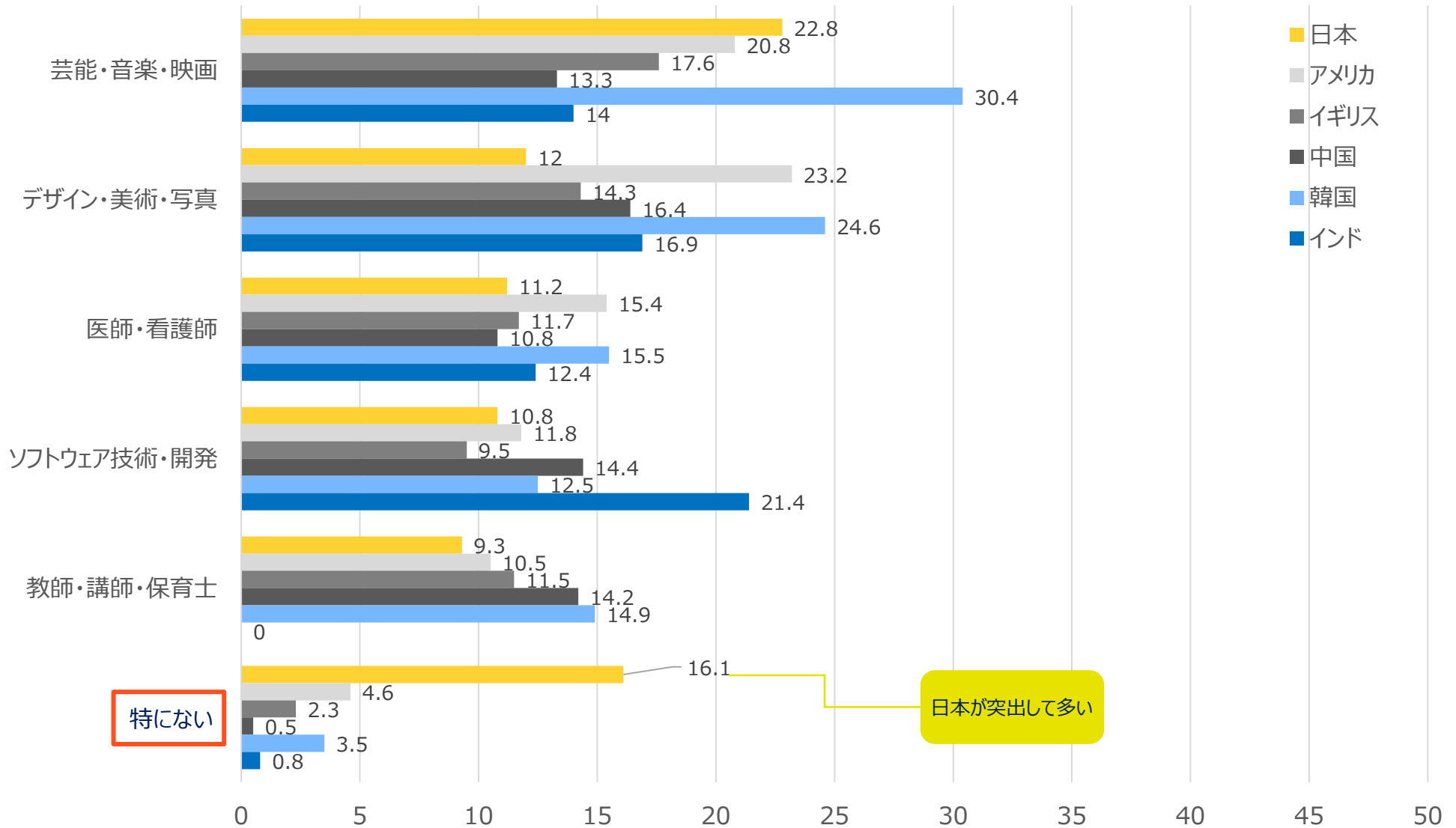
【対象】 日本・アメリカ・イギリス・中国・韓国・インド / 各国17歳から19歳男女 / 各国1000名



18歳の意識調査

なりたい職業

自分は何がしたいのか、という問いへの答えを持っていない割合が、他国に比べ高い



日本が突出して多い

【対象】日本・アメリカ・イギリス・中国・韓国・インド / 各国17歳から19歳男女 / 各国1000名

教員勤務実態調査（令和4年度）集計【速報値】

～勤務時間の時系列変化～

- 教師の勤務実態に関する調査を令和4年度に実施し、令和5年4月28日に速報値を公表。
- 前回調査（平成28年度）と比較して、平日・土日ともに、全ての職種において在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多い状況。

調査対象 小学校1,200校、中学校1,200校、高等学校300校に勤務するフルタイムの常勤教員（校長、副校長、教頭、教諭等）

調査日程 令和4年8月、10月、11月のうち、連続する7日間について調査。

【8月期】(小・中各400校、高等学校100校) 8月1日(月)～8月7日(日)、8月8日(月)～8月14日(日)
8月15日(月)～8月21日(日)、8月22日(月)～8月28日(日)

【10月期】(小・中各400校、高等学校100校) 10月3日(月)～10月9日(日)、又は10月17日(月)～10月23日(日)
又は10月24日(月)～10月30日(日)

【11月期】(小・中各400校、高等学校100校) 11月7日(月)～11月13日(日)、又は11月14日(月)～11月20日(日)
(予備週:11月28日(月)～12月4日(日))

教師の1日当たりの在校等時間（10・11月）

(時間:分)

平日	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減	令和4年度
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:10	-0:27	9:37
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24	10:56
教諭	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31	10:06
土日	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減	令和4年度
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52	1:37
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50	1:18
教諭	1:07	0:36	-0:31	3:22	2:18	-1:04	2:14

※平成28年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。

※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。

教員勤務実態調査（令和4年度）集計【速報値】 ～10・11月の業務内容別の在校等時間（1日当たり）～

- 平日については、主に、「授業（主担当）」、「朝の業務」、「学習指導の時間」(小学校)が増加し、「学校行事」、「成績処理」(小学校)、「学校経営」(小学校)、「学年・学級経営」(中学校)、「生徒指導（集団）」(中学校)の時間が減少している。
- 土日については、主に、「学校行事」、「部活動・クラブ活動」(中学校)の時間が減少している。

平日（教諭のみ）	小学校			中学校		
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減
朝の業務	0:35	0:41	+0:06	0:37	0:44	+0:07
授業（主担当）	4:06	4:13	+0:07	3:05	3:16	+0:11
授業（補助）	0:19	0:20	+0:01	0:21	0:23	+0:02
授業準備	1:17	1:16	-0:01	1:26	1:23	-0:03
学習指導	0:15	0:21	+0:06	0:09	0:13	+0:04
成績処理	0:33	0:25	-0:08	0:38	0:36	-0:02
生徒指導（集団）	1:00	0:59	-0:01	1:02	0:54	-0:08
うち、生徒指導（集団1）	—	0:56	—	—	0:49	—
うち、生徒指導（集団2）	—	0:02	—	—	0:05	—
生徒指導（個別）	0:05	0:04	-0:01	0:18	0:14	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:03	-0:04	0:41	0:37	-0:04
児童会・生徒会指導	0:03	0:02	-0:01	0:06	0:05	-0:01
学校行事	0:26	0:15	-0:11	0:27	0:15	-0:12
学年・学級経営	0:23	0:19	-0:04	0:37	0:27	-0:10
学校経営	0:22	0:17	-0:05	0:21	0:17	-0:04
職員会議・学年会などの会議	0:20	0:19	-0:01	0:19	0:18	-0:01
個別の打ち合わせ	0:04	0:05	+0:01	0:06	0:06	±0:00
事務（調査への回答）	0:01	0:04	+0:03	0:01	0:04	+0:03
事務（学納金関連）	0:01	0:01	±0:00	0:01	0:01	±0:00
事務（その他）	0:15	0:15	±0:00	0:17	0:17	±0:00
校内研修	0:13	0:09	-0:04	0:06	0:04	-0:02
保護者・PTA対応	0:07	0:06	-0:01	0:10	0:09	-0:01
地域対応	0:01	0:00	-0:01	0:01	0:00	-0:01
行政・関係団体対応	0:02	0:01	-0:01	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:08	-0:05	0:12	0:09	-0:03
会議	0:05	0:03	-0:02	0:07	0:05	-0:02
その他の校務	0:11	0:08	-0:03	0:10	0:09	-0:01

土日（教諭のみ）	小学校			中学校		
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減
朝の業務	0:02	0:00	-0:02	0:01	0:00	-0:01
授業（主担当）	0:07	0:02	-0:05	0:03	0:01	-0:02
授業（補助）	0:01	0:00	-0:01	0:00	0:00	±0:00
授業準備	0:13	0:10	-0:03	0:13	0:11	-0:02
学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	-0:01
成績処理	0:05	0:04	-0:01	0:13	0:12	-0:01
生徒指導（集団）	0:02	0:00	-0:02	0:01	0:00	-0:01
うち、生徒指導（集団1）	—	0:00	—	—	0:00	—
うち、生徒指導（集団2）	—	0:00	—	—	0:00	—
生徒指導（個別）	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	-0:01
部活動・クラブ活動	0:04	0:01	-0:03	2:09	1:29	-0:40
児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:09	0:04	-0:05	0:11	0:03	-0:08
学年・学級経営	0:03	0:01	-0:02	0:04	0:02	-0:02
学校経営	0:03	0:02	-0:01	0:03	0:02	-0:01
職員会議・学年会などの会議	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
個別の打ち合わせ	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務（調査への回答）	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務（学納金関連）	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
事務（その他）	0:02	0:02	±0:00	0:02	0:03	+0:01
校内研修	0:01	0:00	-0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA対応	0:03	0:00	-0:03	0:03	0:00	-0:03
地域対応	0:02	0:00	-0:02	0:01	0:00	-0:01
行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	-0:01
会議	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	-0:01
その他の校務	0:01	0:00	-0:01	0:04	0:02	-0:02

※平成28年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。
 ※平成28年度比で5分以上増減のあるものについて枠囲いをしている。
 ※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。

教員勤務実態調査（令和4年度）集計【速報値】～長期休業中（8月）の勤務状況～

- 長期休業中(8月)の平日(20日)のうち、所定の勤務時間を勤務した日数は、小学校 5.6日、中学校 8.4日。
- 長期休業中(8月)の勤務日に係る在校等時間は、10・11月と比べて短い。

教諭の夏季休業期間における勤務の状況（平日）

○ 小学校 (日)

	勤務日	年休等	部分休	計
1週目	1.8	2.5	0.7	5.0
2週目	0.5	4.3	0.2	5.0
3週目	0.8	3.8	0.4	5.0
4週目	2.5	1.9	0.7	5.0
計	5.6	12.5	2.0	20.0

○ 中学校 (日)

	勤務日	年休等	部分休	計
1週目	2.8	1.2	1.0	5.0
2週目	0.9	3.7	0.4	5.0
3週目	1.6	2.8	0.6	5.0
4週目	3.1	1.0	0.9	5.0
計	8.4	8.7	2.9	20.0

※上記平日には、2週目の「国民の祝日(山の日)」を含む。
 ※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。
 ※「年休等」は、「年休(終日)」及び「週休日・休日」の計。

職種別 夏季休業期間における教師の1日当たりの在校等時間

(時間：分)

平日(勤務日)			
	小学校	中学校	高等学校 (参考値)
校長	8:25	8:29	9:04
副校長・教頭	9:15	9:19	9:35
教諭	8:04	8:26	8:44

(時間：分)

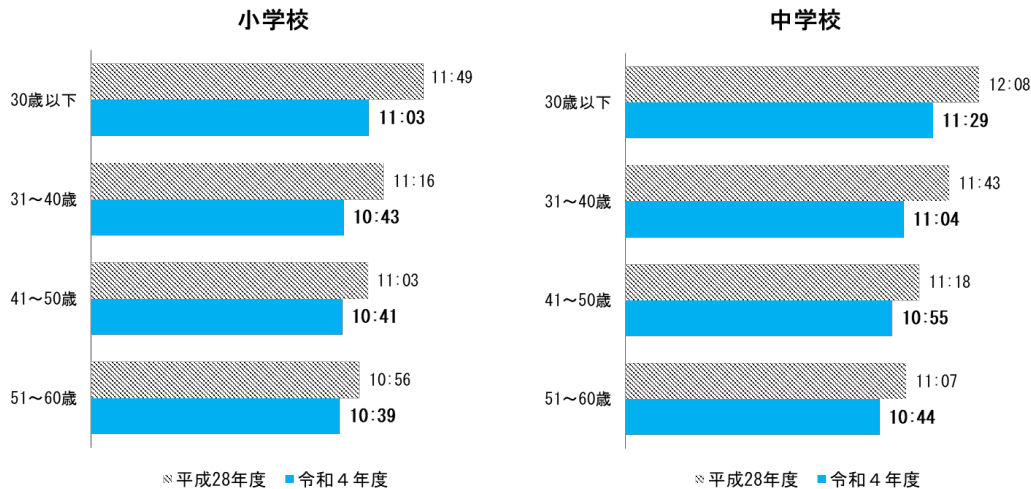
土日			
	小学校	中学校	高等学校 (参考値)
校長	0:15	0:36	0:47
副校長・教頭	0:19	0:35	0:52
教諭	0:06	0:59	1:12

※「教諭」には主幹教諭・指導教諭を含む。
 ※在校等時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

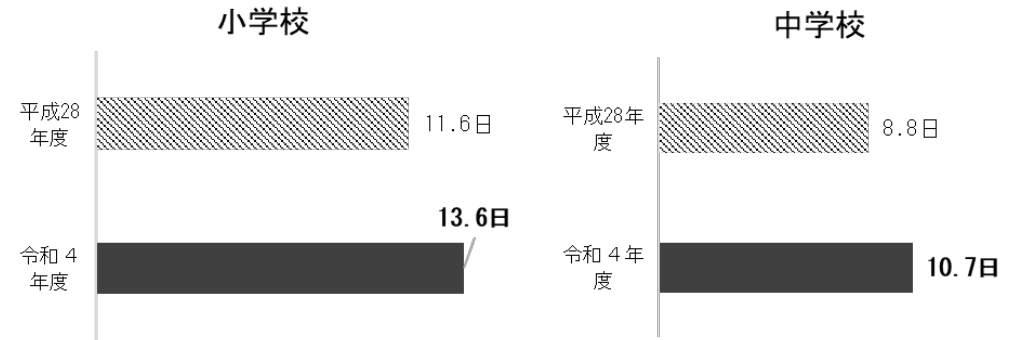
教員勤務実態調査（令和4年度）集計【速報値】～その他の勤務の状況～

- ① 「教諭」の平日の在校等時間は、小学校・中学校共に、特に40歳以下の減少幅が大きい。
- ② 小学校・中学校共に有給休暇の取得日数が増加している。
- ③ 部活動顧問の週当たりの活動日数は減少している。
- ④ ほぼ全ての小学校・中学校で、学習評価や成績処理について、ICTを活用した負担軽減に関する取組が実施されている。

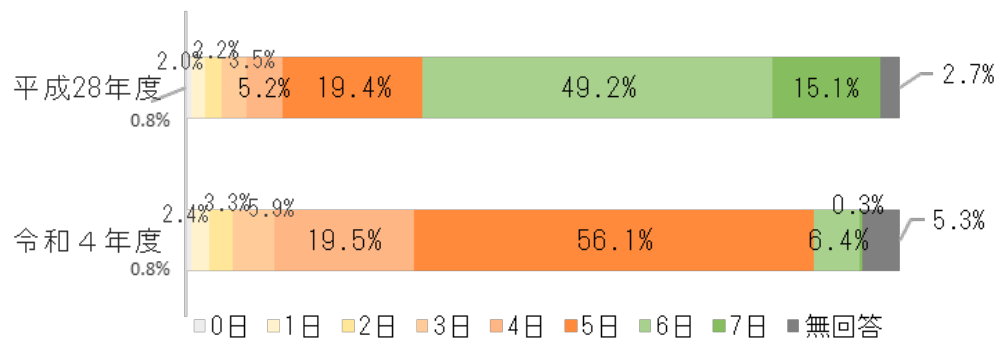
①年齢階層別 教諭の1日当たりの在校等時間(10・11月の平日 時間:分)



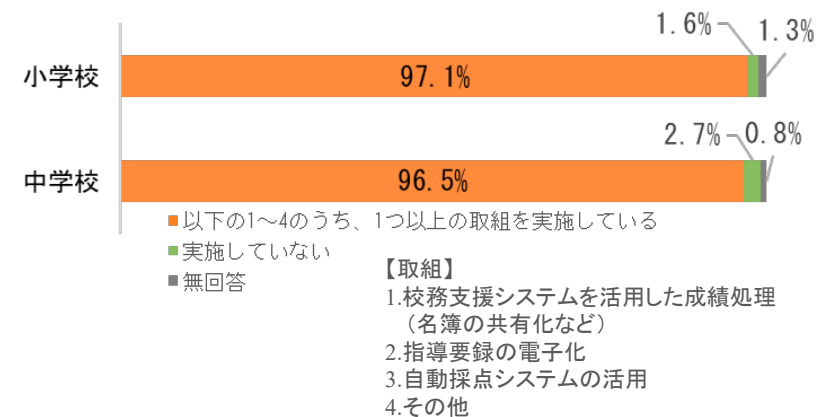
②教師の有給休暇取得日数(年間・平均)



③部活動顧問の週当たり活動日数(中学校)



④ ICTを活用した負担軽減



教師不足の状況と構造的要因

教師不足の状況

令和3年度始業日時点², 558人（5月1日時点², 065人） ※小学校・中学校・高等学校・特別支援学校

令和4年度当初の状況：3年度に比べ「改善」6、「同程度」22、「悪化」40 ※各都道府県・指定都市教育委員会回答数

令和5年度当初の状況：4年度に比べ「改善」11、「同程度」28、「悪化」29 ※各都道府県・指定都市教育委員会回答数

構造的要因

- 近年の大量退職に伴う大量採用により20-30代の教員が増加し、産休・育休取得教員が急増。特別な支援を要する児童生徒の増加により、予め学級数の見込みを立てにくい特別支援学級が増加。

※ 公立小中の産育休取得者 H24：15,067人 ⇒ R4：23,540人

※ 特別支援学級の数 H24：47,643学級 ⇒ R4：76,720学級（※小・中・義務教育学校）

※ 公立小中の臨時講師の数 H24：58,681人 ⇒ R4：68,159人（産休・育休代替教員、配偶者同行休業代替教員を含む。）

⇒ 臨時的任用教員（臨時講師）の需要が増加

- 臨時的任用教員は従来、教員採用選考に不合格となった者を多く任用していたが、採用枠の拡大等に伴い、既卒受験者の正規教員としての採用が進み、臨時的任用教員のなり手が不足。

- 新規学卒での教員採用選考受験者は小学校で横ばい、中高で減少。

※ 新規学卒の受験者（小中高） H25：48,110人 ⇒ R4：39,651

⇒ 臨時講師の供給不足

「教師不足」に関する実態調査（令和3年度実施）

- ✓ 臨時的任用教員等の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数（配当数）を満たしておらず欠員が生じる「教師不足」について、各都道府県・政令市教育委員会等（計68）を対象に令和3年度5月1日時点等での状況を調査。
- ✓ 令和3年度の小・中学校の「教師不足」人数（不足率）は5月1日時点では1,701人（0.28%）。なお、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）」に基づき算定される小・中学校の定数に対する充足率は、全国平均で101.8%。
- ✓ 高等学校については、5月1日時点で159人（0.10%）。特別支援学校については205人（0.26%）。

（表1） 令和3年度5月1日時点での各学校種における「教師不足」

学校種	学校に配置されている教師の数 (A)	学校に配当されている定数 (B)	不足 (C)	不足率 (C/B)	全体の学校数 (D)	教師不足が生じている学校数(E)	割合 (E/D)
小学校	379,598	380,198	979	0.26%	18,991	794	4.2%
中学校	218,504	219,123	722	0.33%	9,324	556	6.0%
小・中学校合計	598,102	599,321	1,701	0.28%	28,315	1,350	4.8%
高等学校	159,688	159,837	159	0.10%	3,502	121	3.5%
特別支援学校	78,474	78,632	205	0.26%	1,086	120	11.0%
合計	836,264	837,790	2,065	0.25%	32,903	1,591	4.8%

（注1）「学校に配置されている教師の数」は、正規教員・臨時的任用教員・非常勤講師・再任用教員の人数（養護教諭・栄養教諭等を除く）。

（注2）「学校に配当されている定数」は、義務標準法等に基づき算定される教職員定数ではなく、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数。なお、都道府県・指定都市等の教育委員会独自で置く定数を含むが、域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会等独自で置く定数は含まない。

（注3）一部の自治体では当初配置を予定していた教員定数を上回って教師を配置しており、この場合は不足数を「0」として計算。そのため、上記において、(B-A)と「不足(C)」が一致しない。

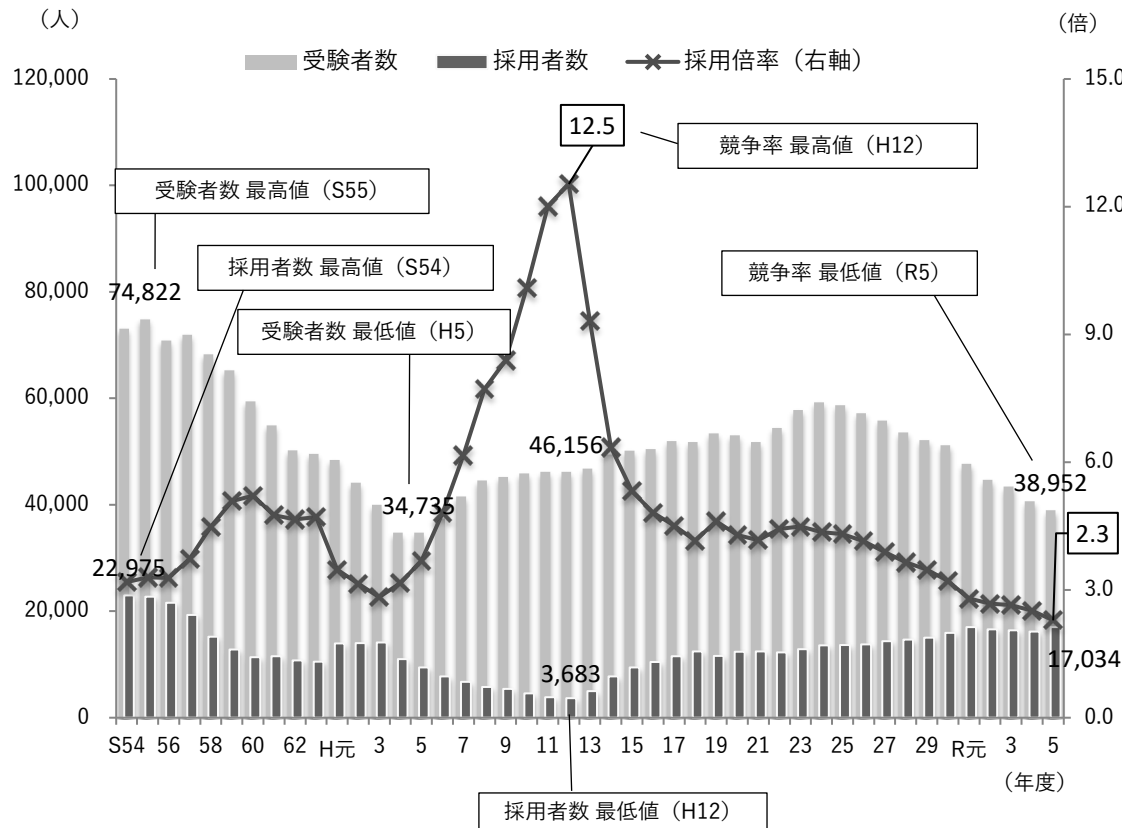
（参考） 令和3年度始業日時点での各学校種における「教師不足」

学校種	学校に配置されている教師の数 (A)	学校に配当されている定数 (B)	不足 (C)	不足率 (C/B)	全体の学校数 (D)	教師不足が生じている学校数(E)	割合 (E/D)
小学校	378,481	379,345	1,218	0.32%	18,991	937	4.9%
中学校	217,856	218,641	868	0.40%	9,324	649	7.0%
小・中学校合計	596,337	597,986	2,086	0.35%	28,315	1,586	5.6%
高等学校	159,368	159,576	217	0.14%	3,502	169	4.8%
特別支援学校	78,309	78,517	255	0.32%	1,086	142	13.1%
合計	834,014	836,079	2,558	0.31%	32,903	1,897	5.8%

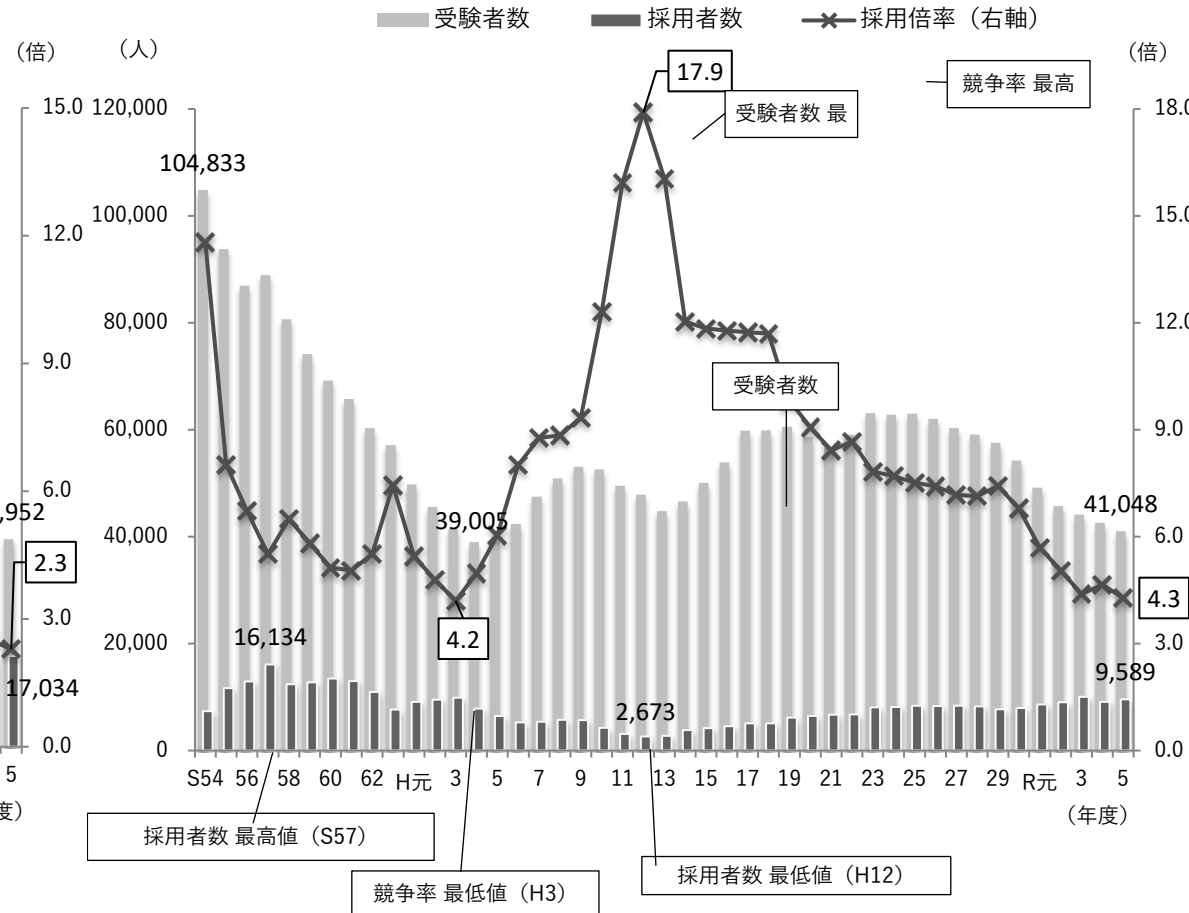
公立学校教員採用選考試験の実施状況—小学校・中学校

- ✓ 令和5年度(令和4年度実施)における小学校の競争率(採用倍率)は、2.3倍で、前年度の2.5倍から減少(過去最低更新)。
- 採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度に3,683人であった採用者数が令和5年度においては17,034人と4.6倍程度増え、また平成12年度の受験者数が46,156人であったものの令和5年度においては38,952人と約7千人ほど減少した結果として、採用倍率が2.3倍まで低下している。
- ✓ 令和5年度(令和4年度実施)における中学校の競争率(採用倍率)は、4.3倍で、前年度の4.7倍から減少。
- 採用者数は、9,589人で、前年度に比較して437人増加、受験者数は、41,048人で、前年度に比較して1,539人減少。

小学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移

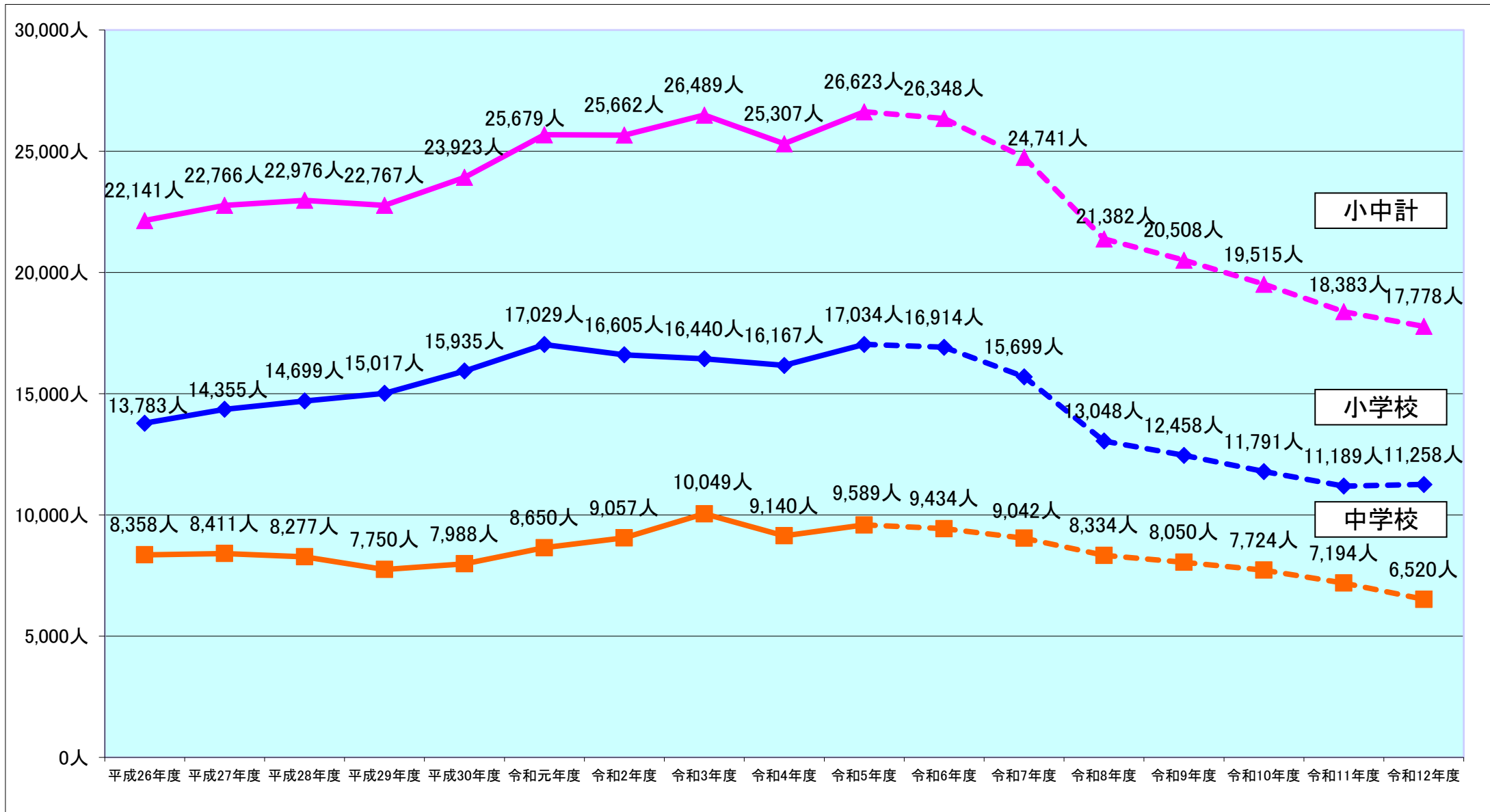


中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



出典：文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

公立小・中学校教員の採用者数の推移（平成26年度～令和12年度）

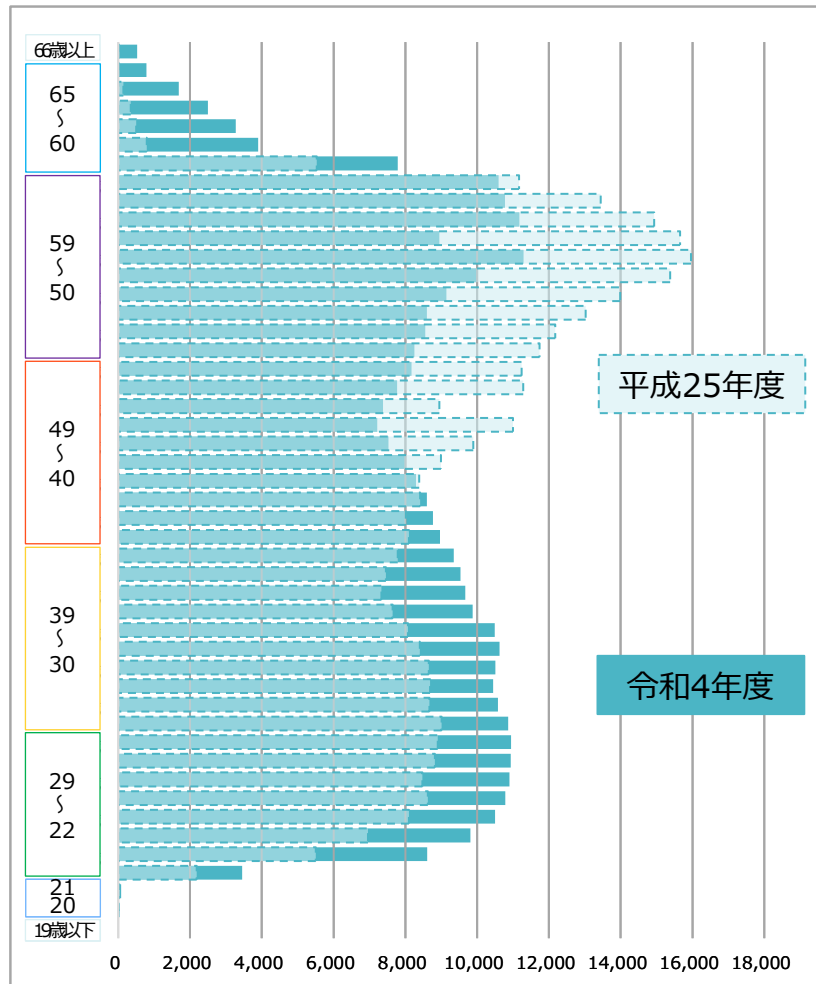


（出典）令和5年度までは、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」（文部科学省調べ）
 令和6年度以降は、都道府県の積み上げ（初等中等教育局財務課調べ）
 ※養護教諭等を除く。

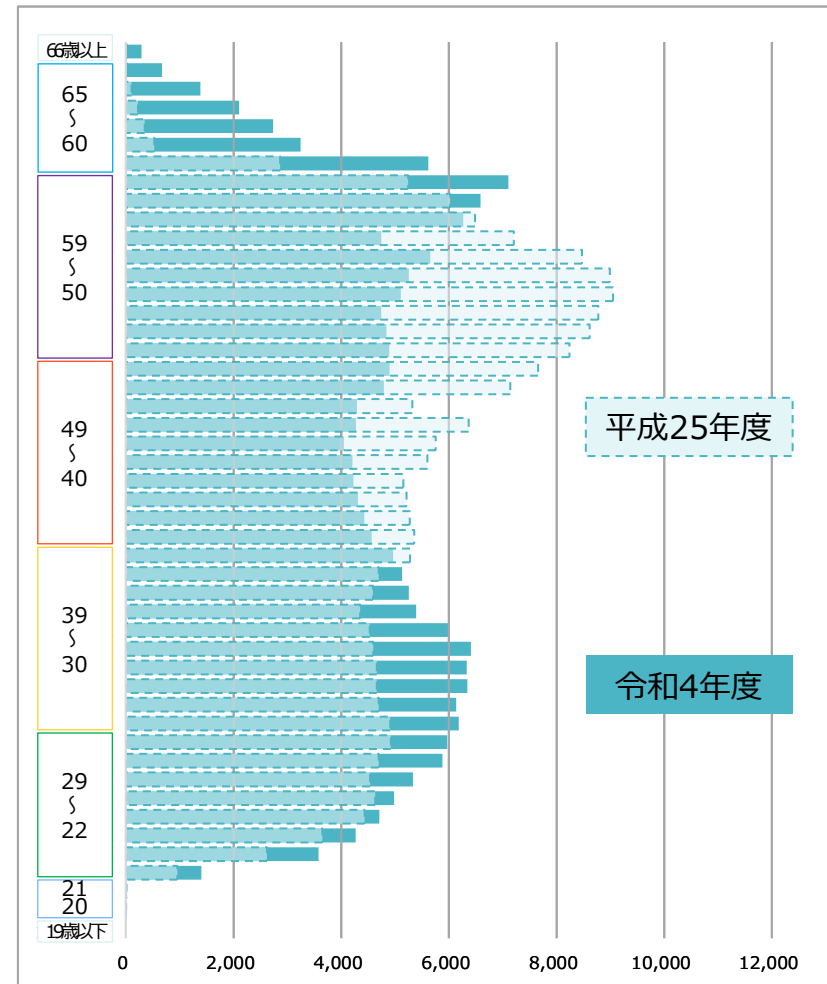
教職員の状況

小・中ともに、中堅層以下の若手教員の比重が増加

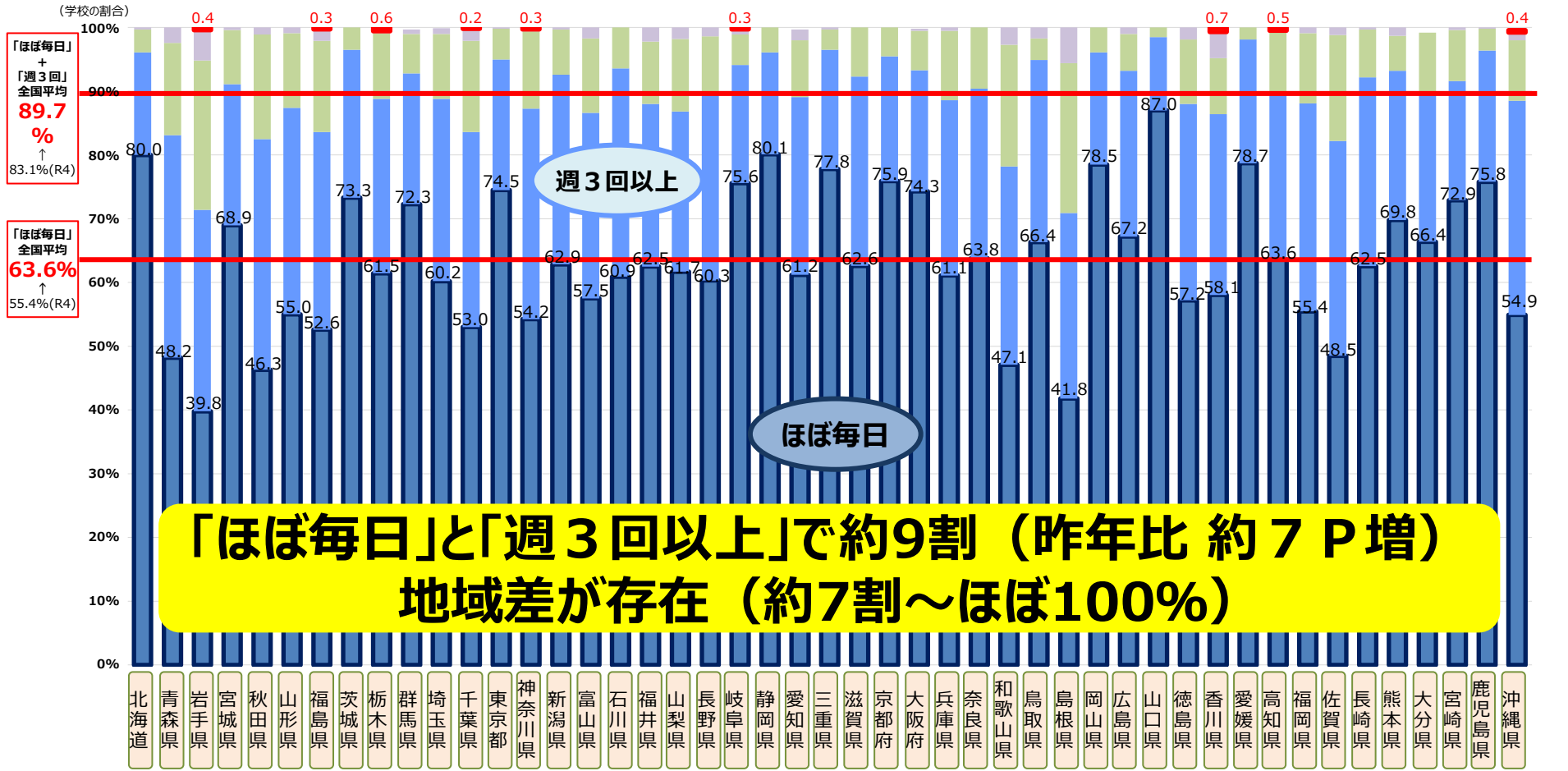
公立学校における教員の年齢構成(小学校)



公立学校における教員の年齢構成(中学校)



1人1台端末の授業での活用状況 (小学校・都道府県別 ※政令市除く)

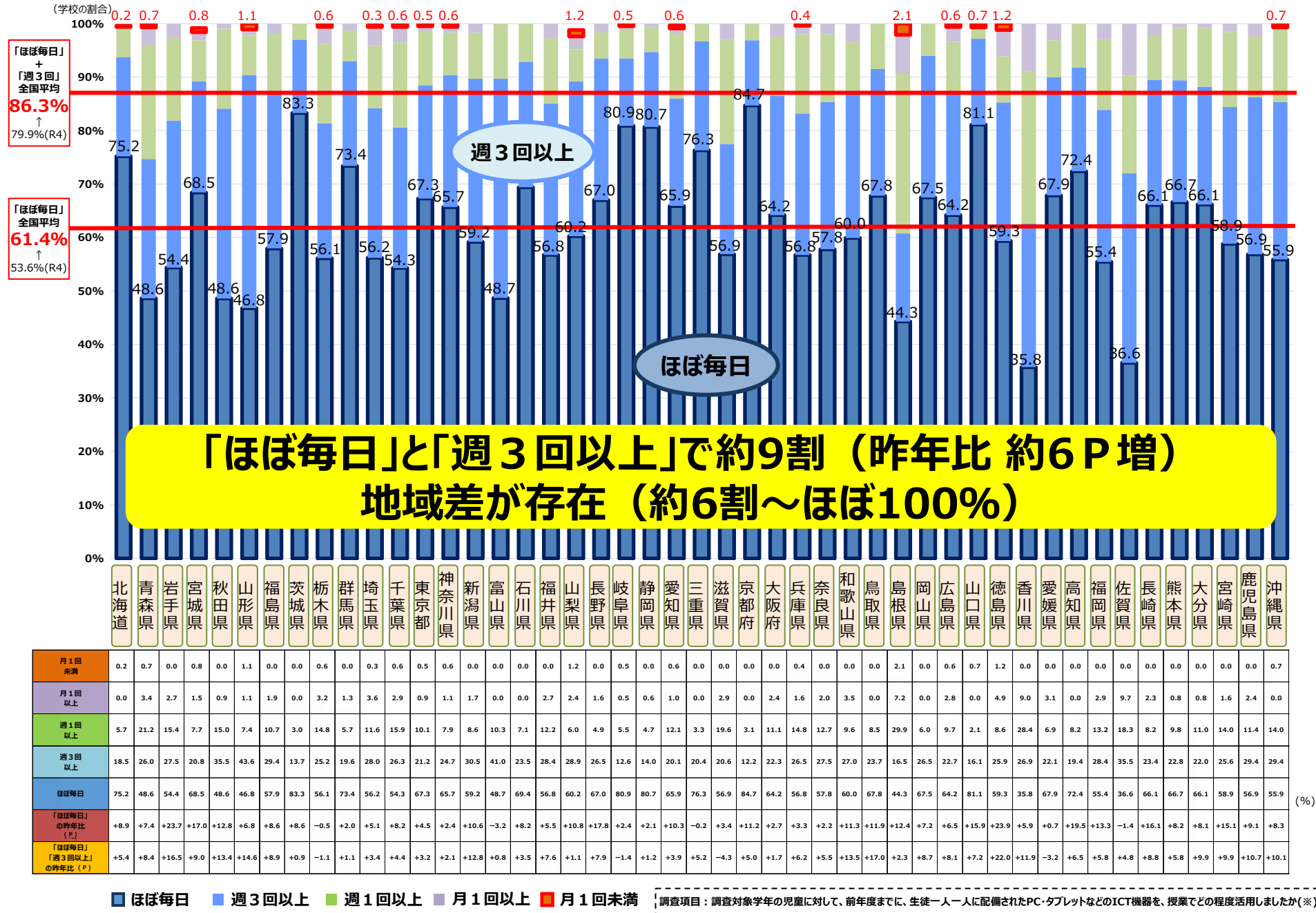


月1回未満	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.6	0.0	0.0	0.2	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
月1回以上	0.3	2.4	4.8	0.4	1.1	0.9	1.8	0.0	0.3	0.7	0.9	1.9	0.2	0.3	0.3	1.7	0.0	2.2	1.8	1.4	0.8	0.0	1.7	0.3	0.0	0.0	0.3	0.5	0.0	2.7	1.7	5.6	0.0	1.0	0.0	1.9	4.1	0.0	0.0	0.9	1.2	0.3	1.3	0.0	0.4	0.2	1.2
週1回以上	3.6	14.5	23.4	8.5	16.4	11.7	14.3	3.5	10.3	6.2	10.2	14.3	4.8	12.1	7.1	11.7	6.4	9.8	11.4	9.1	4.8	3.9	8.9	3.2	7.7	4.5	6.2	10.9	9.6	19.1	3.4	23.5	3.9	5.8	1.5	10.1	8.8	1.9	9.8	11.0	16.6	7.5	5.5	9.3	8.0	3.4	9.5
週3回以上	16.1	34.9	31.6	22.1	36.2	32.4	31.0	23.2	27.4	20.5	28.6	30.6	20.5	33.0	29.8	29.1	32.7	25.5	25.1	29.2	18.5	16.0	27.9	18.7	29.7	19.6	19.0	27.5	26.6	31.1	28.6	29.1	17.6	26.0	11.5	30.8	28.4	19.4	26.1	32.6	33.7	29.6	23.4	23.5	18.7	20.6	33.6
ほぼ毎日	80.0	48.2	39.8	68.9	46.3	55.0	52.6	73.3	61.5	72.3	60.2	53.0	74.5	54.2	62.9	57.5	60.9	62.5	61.7	60.3	75.6	80.1	61.2	62.6	75.9	74.3	61.1	63.8	47.1	66.4	41.8	78.5	67.2	87.0	57.2	58.1	78.7	63.6	55.4	48.5	62.5	69.8	66.4	72.9	75.8	54.9	
「ほぼ毎日」の昨年比 (P)	+10.9	+5.4	+17.1	+14.7	+12.8	+7.2	+12.2	+9.3	+5.0	+9.3	+0.4	+3.5	+1.0	+4.7	+9.7	+2.8	+10.7	+0.8	+14.5	+16.6	+3.5	+11.8	+3.7	+7.9	+5.5	+8.7	+3.9	+5.1	+0.3	+8.1	+1.7	+11.7	+17.6	+7.3	+8.7	+2.8	+11.5	+6.9	+26.1	+7.3	+11.9	+8.3	+8.2	+13.9	+11.8	+11.3	+8.9
「ほぼ毎日」「週3回以上」の昨年比 (P)	+5.8	+10.3	+22.1	+4.6	+21.4	+9.1	+8.0	+6.1	+4.2	+1.3	+1.1	+1.4	+1.7	+4.3	+8.9	+3.2	+8.4	+0.1	+6.5	+12.7	+3.6	+4.9	+5.5	+6.4	+5.1	+7.6	+1.1	+4.4	-0.1	+10.1	+7.6	+10.2	+8.1	+8.1	+2.7	+7.7	+11.5	+5.6	+16.9	+8.4	+13.3	+5.9	+3.3	+6.7	-0.1	+6.1	+7.4

■ ほぼ毎日 ■ 週3回以上 ■ 週1回以上 ■ 月1回以上 ■ 月1回未満

調査項目: 調査対象学年の児童に対して、前年度までに、児童一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用しましたか(※)

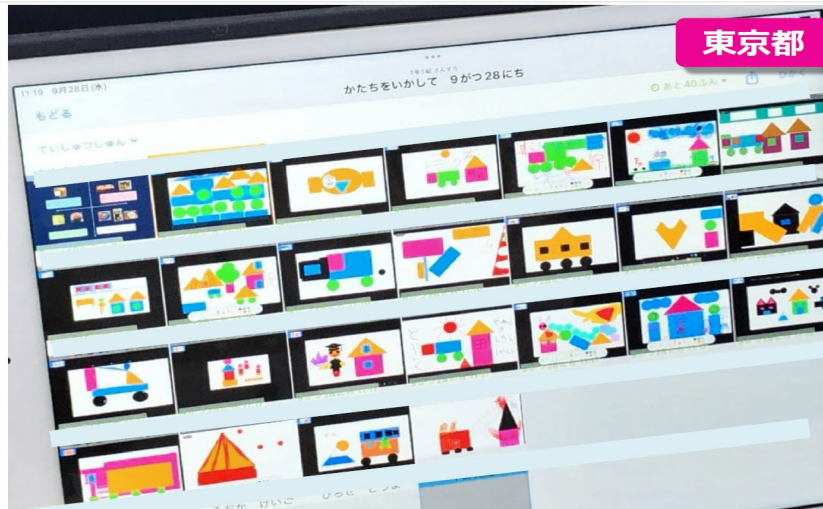
1人1台端末の授業での活用状況 (中学校・都道府県別 ※政令市除く)



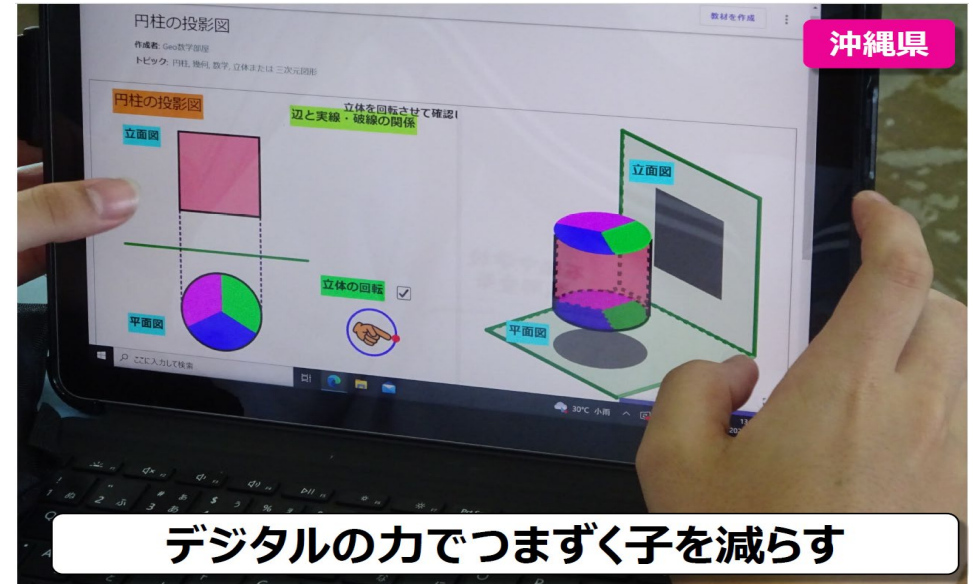
授業一般
調べる場面
教職員・生徒
発表・表現
児童生徒同士
特性・理解度
持ち帰り

1人1台端末の授業での活用事例

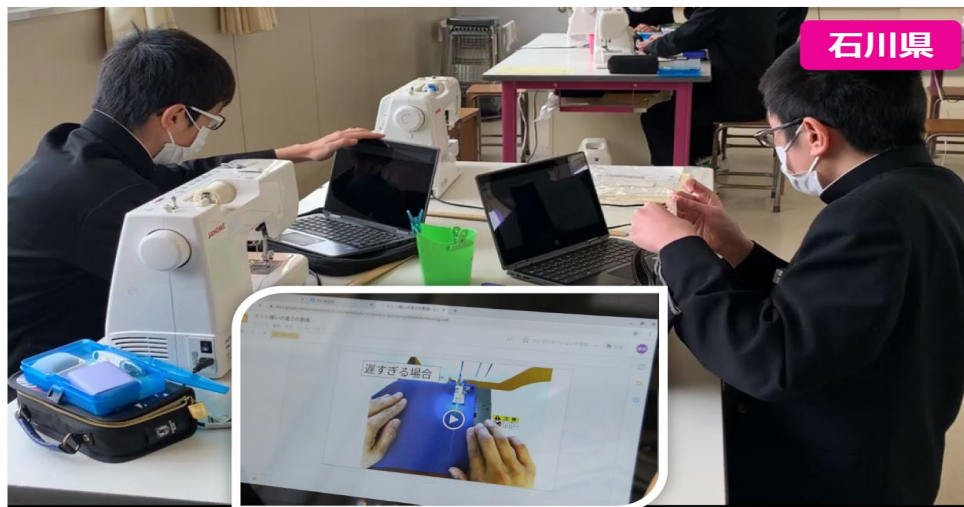
個別最適①



全員の進捗を把握（指導の取りこぼし減）



デジタルの力でつまずく子を減らす



遅すぎる場合、早すぎる場合の動画を用意



いつもは見えない自分の動き、見える

1人1台端末の授業での活用事例

個別最適②



多様な進度・興味関心に応じる学びの複線化



多様な学びを許容する授業のカタチ



【指示】あなたが苦手なところから再生して練習しなさい



練習を録画し、プロの動画と比較

1人1台端末の授業での活用事例

学びの保障



不登校の子供



外国籍の子供



保健室登校・病室の子供

富山県

600件近く相談あり
(R5.4月に開設～8月末時点)

「相当数の申し込みが…」
タブレット端末を使った「SOS」

「学校以外の大人」を希望した場合
臨床心理士や教育相談員などが対応
オンライン(チャット)・電話・対面から選択

「だれかに話を聞いてほしい」
ボタンをおしてくれてありがとう。
○ こまっていること、なやんでいることがあったら、
話(はなし)を聞(き)かせてください。
○ このフォームを送信(そうしん)すると、あなたの名前(な
自動的(じどうてき)にわかります。

市内の小中学生(約3万人)に1人1台配備の
タブレット端末を悩み相談の申込ツールに

「死のうかな」死ぬほどつらい中で助けを求めている
“子どものSOS” 相談しやすい窓口を…受け止
めの現状と課題【富山発】

※FNNプライムオンラインから画像引用<https://www.fnn.jp/articles/gallery/552412?image=2>

1人1台端末を活用した相談

「次世代の校務DX」とは

次世代の校務DX

国・地方における
data drivenな教育政策推進

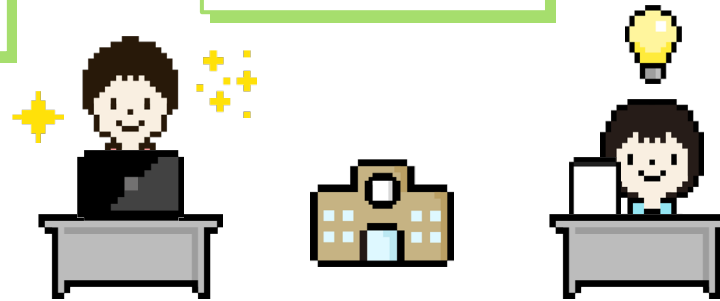
校務処理の更なる効率化
(重複入力の徹底排除等)

支援を要する子供の早期発見・支援

端末整備コストの減(2台→1台)

学習指導・学校経営の高度化

人事異動時の負担軽減



大規模災害等、緊急事態
へのレジリエンス向上

ロケーションフリー化
(USB等の持ち出しリスクも減)

保護者や地域人材とのコミュニケ
ーション活性化

システム調達コスト減・
共同調達も更に促進

校務系・学習系 ネットワークの統合

校務系システムを閉域網で運用するのではなく、ゼロトラストの考え方にに基づきアクセス制御によるセキュリティ対策を十分講じた上で、校務系・学習系ネットワークを統合。

校務支援システム のクラウド化

パブリッククラウド上での運用を前提に、校務支援システム(教務・保健・学籍等)をクラウド化し、汎用クラウドツール(グループウェア、保護者連絡、備品管理等)と連携。

データ連携基盤 (ダッシュボード)の創出

クラウド上やサーバ上に存在する様々なデータを自動的に収集、分析、加工して簡潔にまとめ、集計値や表、グラフなどで視覚的に分かりやすく一覧化した画面を創出。

(2) 義務教育に関する制度等

義務教育制度の目的

教育基本法

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(義務教育)

第五条 (略)

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3・4 (略)

学校教育法

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じた将来の進路を選択する能力を養うこと。

義務教育制度の根幹を構成している要素

児童生徒の教育を受ける権利を保障するために必要な要素

- **就学義務**…保護者には、学校教育法第1条で定める「学校」に就学させる義務がある。
- **授業料無償**…国は、義務教育を無償で提供する。
- **教科書無償給与制度**…国は、義務教育諸学校の児童生徒用教科書を無償で給与する。
- **就学援助制度**…経済的理由により、就学困難な学齢児童生徒の保護者に対して行う援助制度。
- **学校設置義務**…市町村教育委員会は、区域内の児童生徒が登校する「学校」を設置する義務がある。
- **県費負担教職員制度**…都道府県が、市町村立学校の教職員給与を負担し、人事を行う。
- **義務教育費国庫負担制度**
…公立学校の教職員給与について、都道府県及び指定都市の負担経費の3分の1を国が負担。
- **公立学校施設整備費国庫負担等**…公立学校の施設整備費の一部を国が負担・補助。

義務教育制度の目的を達成するために必要な要素

- **対面原則**…義務教育の目的は、原則として、学校に登校させることで実現する。
- **教員免許制度**…公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的とする制度。
- **学習指導要領**…文部科学大臣が告示する初等中等教育における教育課程の基準。
- **教科書検定制**…民間で著作・編集された図書を文部科学大臣が審査する制度。



こうした要素が組み合わさり、義務教育制度の根幹を構成し、児童生徒の教育を受ける権利を実質的に保障している。

育成すべき資質・能力の三つの柱

学習する子供の視点に立ち、育成を目指す資質・能力の要素を三つの柱で整理。

学びに向かう力，人間性等

どのように社会・世界と関わり，
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識及び技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力，判断力，表現力等

【参考】学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

子供たちに求められる資質・能力（令和答申抜粋）



次代を切り拓く子供たちに求められる資質・能力としては、**文章の意味を正確に理解する読解力、教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力**などが挙げられた。



また、**豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力、公共の精神**の育成等を図るとともに、子供の頃から各教育段階に応じて**体力の向上、健康の確保**を図ることなどは、どのような時代であっても変わらず重要である。



国際的な動向をみると、（略）自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなど、**地域や地球規模の諸課題について、子供一人一人が自らの課題として考え、持続可能な社会づくりにつなげていく力を育むことが求められている。**



また、経済協力開発機構（OECD）では子供たちが2030年以降も活躍するために必要な資質・能力について検討を行い、令和元（2019）年5月に“Learning Compass 2030”を発表しているが、この中で子供たちが**ウェルビーイング（Well-being）を実現していくために自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力**を身に付けることの重要性が指摘されている。

学校教育の意義（令和答申抜粋）



日本の学校教育はこれまで、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、**全人的な発達・成長を保障する役割**や、人と安全・安心につながる**ことができる居場所・セーフティネット**として**身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割**も担っていることが再認識された。

特に、全人格的な発達・成長の保障、居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割は、**日本型学校教育の強み**であることに留意する必要がある。



日本型学校教育が、世界に誇るべき成果を挙げてくることができたのは、子供たちの学びに対する意欲や関心、学習習慣等によるものだけでなく、**子供のためであればと頑張る教師の献身的な努力**によるものである。

教育は人なりと言われるように、我が国の将来を担う子供たちの教育は教師にかかっている。

しかしながら、学校の役割が過度に拡大していくとともに、直面する様々な課題に対応するため、教師は教育に携わる喜びを持ちつつも疲弊しており、**国において抜本的な対応を行うことなく日本型学校教育を維持していくことは困難**であると言わざるを得ない。



学校は、すべての子供たちが安心して楽しく通える魅力ある環境であることや、これまで以上に福祉的な役割や子供たちの居場所としての機能を担うことが求められている。家庭の社会経済的な背景や、障害の状態や特性及び心身の発達の段階、学習や生活の基盤となる日本語の能力、一人一人のキャリア形成など、**子供の発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、様々な課題を乗り越え、一人一人の可能性を伸ばしていくことが課題**となっている。

学校教育の意義（令和答申抜粋）



学校の臨時休業中、子供たちは、学校や教師からの指示・発信がないと、「何をして良いか分からず」学びを止めてしまうという実態が見られたことから、**これまでの学校教育では、自立した学習者を十分育てられていなかったのではないか**という指摘もある。



学習指導要領ではこれまで、「個人差に留意して指導し、それぞれの児童（生徒）の個性や能力をできるだけ伸ばすようにすること」（昭和33（1958）年学習指導要領）、「個性を生かす教育の充実」（平成元（1989）年学習指導要領等）等の規定がなされてきた。

その一方で、**学校では「みんなで同じことを、同じように」を過度に要求する面が見られ、学校生活においても「同調圧力」を感じる子供が増えていったという指摘もある**。社会の多様化が進み、画一的・同調主義的な学校文化が顕在化しやすくなった面もあるが、このことが結果としていじめなどの問題や生きづらさをもたらし、非合理的な精神論や努力主義、詰め込み教育等との間で負の循環を生じかねないということや、保護者や教師も同調圧力の下にあるという指摘もある。



学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、（略）個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高めることが必要である。その際、**現状の学校教育における個の確立と異質な他者との対話を促すことに弱さがあるとの指摘も踏まえ、一人一人の内的なニーズや自発性に応じた多様化を軸にした学校文化となり、子供たちの個性が生きるよう、個別化と協働化を適切に組み合わせた学習を実施していくべき**である。

特別の教育課程の編成を認める制度（義務教育段階）

＜学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編 第1章第1の1＞（抜粋）

教育課程は、児童（生徒）の心身の発達の段階の特性及び学校や地域の実態を考慮し、**教師の創意工夫を加えて学校が編成するものである**。教育課程の基準もその点に配慮して定められているので、教育課程の編成に当たっては、**法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切である**。

**各学校が創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成するに当たり、
学習指導要領によらない特別の教育課程の編成が必要となる場合は、
以下のような特例の活用が考えられる**

（1）教育課程の基準の改善に資する研究を実施するための教育課程の特例（学校教育法施行規則第55条、第85条、第132条等）

- ・ 研究開発学校

（2）学校や地域の実態に照らしてより効果的な教育を実施するための教育課程の特例（学校教育法施行規則第55条の2、第85条の2、第132条の2等）

- ・ 教育課程特例校
- ・ 授業時数特例校

（3）学校段階間の接続を見通した計画的かつ継続的な教育を実施するための教育課程の特例

- ・ 義務教育学校、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の特例（平成27年文部科学省告示第55号）
- ・ 中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の特例（平成27年文部科学省告示第54号）
- ・ 中等教育学校、併設型中学校、併設型高等学校の教育課程の特例（平成10年文部省告示第154号）
- ・ 連携型中学校、連携型高等学校の教育課程の特例（平成16年文部科学省告示第61号）

（4）特別の配慮を要する児童生徒の実態に配慮した教育を実施するための教育課程の特例

- ・ 特別支援学級における特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第138条）
- ・ 障害のある児童生徒に対する通級による指導における特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第140条等）
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第56条の2、第86条の2、第132条の3等）
- ・ 療養等による長期欠席生徒等を対象とした特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第86条等）
- ・ 不登校児童生徒等に対する特別の教育課程の編成（学校教育法施行規則第56条、第86条等）
- ・ 学齢を超過した者に対する特別の教育課程の編成（学校教育法施行第56条の4、第132条の5等）

（5）その他

- ・ 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例（平成27年文部科学省告示第127号）

教育課程特例校制度

教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度。 ※予算措置なし

指定の要件

- 学習指導要領等において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている内容事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。
- 総授業時数が確保されていること。
- 児童又は生徒の発達段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況（令和5年4月現在）

指定されている管理機関数： 215件

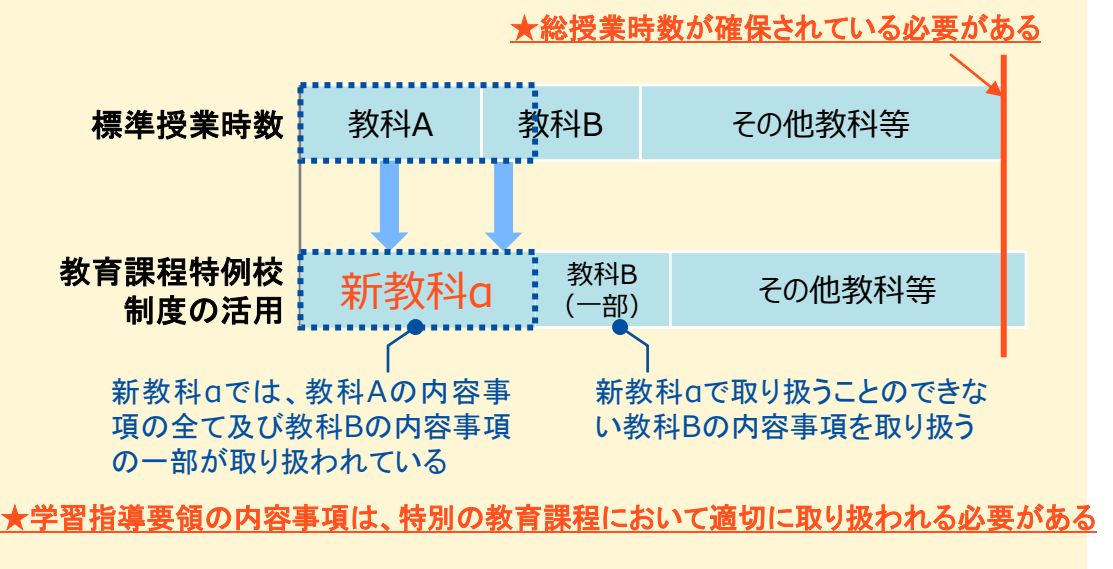
指定されている学校数： 1,801校



【主な取組内容】

- **学校や地域の実態に照らした新教科等の設定**
 - （例）北海道羅臼町：理科、生活科、総合的な学習の時間等を削減し、新教科「知床学」を設定
 - （例）大阪教育大学附属池田小学校：生活科、特別活動、総合的な学習の時間を削減し、新教科「安全科」を設定
- **既存教科を英語で実施（イメージン教育）**
 - （例）私立西大和学園中学校・高等学校：音楽・体育の一部を英語で実施
- **学校段階間の連携による教育**
 - （例）東京都立川市：特別活動や総合的な学習の時間等を削減し設定した新教科「立川市民科」により、小・中学校が連携した学習活動を実施

教育課程特例校における授業時数のイメージ



授業時数特例校制度

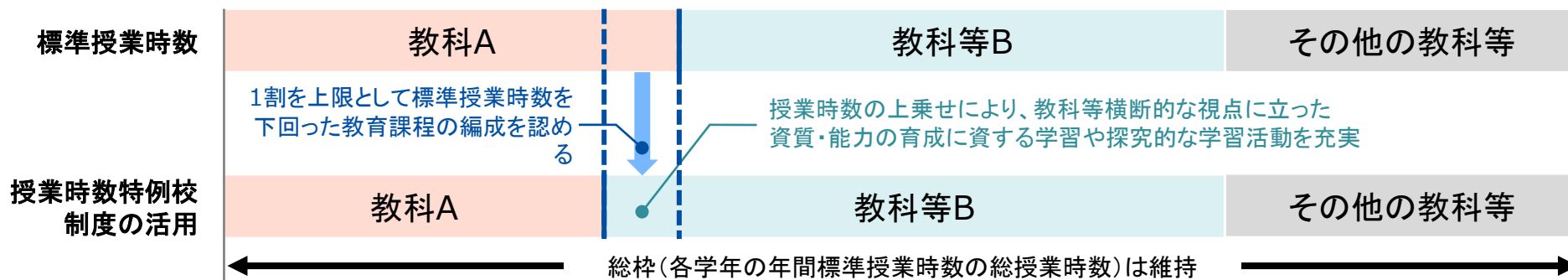
制度概要

- 義務教育段階において、学年ごとに定められた各教科等の授業時数について、**総枠としての授業時数**（各学年の年間の標準授業時数の総授業時数）は維持した上で、**1割を上限として各教科**（※1）の**標準授業時数を下回った教育課程の編成を特例的に認める制度**。
- 下回ったことによって生じた授業時数を**別の教科等の授業時数に上乗せ**することで、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成（※2）や探究的な学習活動の充実に資する教育課程編成の一層の推進を図る。
- **令和3年7月に制度創設し、令和4年4月から実施**。

（※1）音楽（中学校第2,3学年）、美術（中学校第2,3学年）、技術・家庭、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動を除く。

（※2）学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）の育成や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成（伝統文化教育、主権者教育、消費者教育、法教育、知的財産教育、郷土・地域教育、海洋教育、環境教育、放射線教育、生命の尊重に関する教育、健康教育、食育、安全教育の充実など）が考えられる。

イメージ



学校の指定 （学校教育法施行規則第55条の2、平成20年文部科学省告示第30号）

文部科学大臣が、以下の要件等を満たす学校を指定する。
（指定の要件）

- 学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われていること。
- 各学年の年間の標準授業時数の総授業時数が確保されていること。
- 児童生徒の発達の段階、各教科等の特性に応じた内容の系統性・体系性に配慮がなされていること。
- 保護者の経済的負担など、義務教育の機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童生徒の転出入など、教育上必要な配慮がなされていること。

今後の予定

授業時数特例校制度の運用状況を把握し、検証する観点から、文部科学省において、必要に応じて調査等を行う。

指定の状況（令和5年4月現在）

指定されている管理機関数：29件
指定されている学校数：77校



主な取組内容	
埼玉県戸田市（中学校）	問題発見・解決能力、論理的思考力、コミュニケーション能力等の育成のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加。
京都府京都市（義務教育学校）	伝統文化教育等の充実のため、音楽科の授業時数を増加。
宮崎県宮崎市（中学校）	環境教育、食育、STEAM教育等の充実のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加。
私立星美学園（小学校）	国際的・平和的な世界の担い手教育の充実等のため、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間等の授業時数を増加。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

教育委員会

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する**学校運営の基本方針**を承認
- **学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見**
- **教職員の任用に関して**、教育委員会に**意見**

地域学校協働活動推進員

意見

学校運営
教職員の任用

任命

(委員) 10~15人程度
・地域住民
・保護者
・地域学校協働活動推進員 など



説明

承認

説明

意見

校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する
権限と責任は校長が有する

委嘱



情報共有

地域学校協働活動推進員 ※社会教育法第9条の7
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

教育・体験活動プログラム等の利用者と
提供者のマッチングを行うポータルサイト
(R5年度中に構築予定) の活用

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

※社会教育法第5条

地域学校協働活動推進員



地域住民等の参画を得て、
・**放課後等における学習支援・体験活動**（放
課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動
補助などの**学校における活動**
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事
への参画など**地域を活性化させる活動**
などを実施

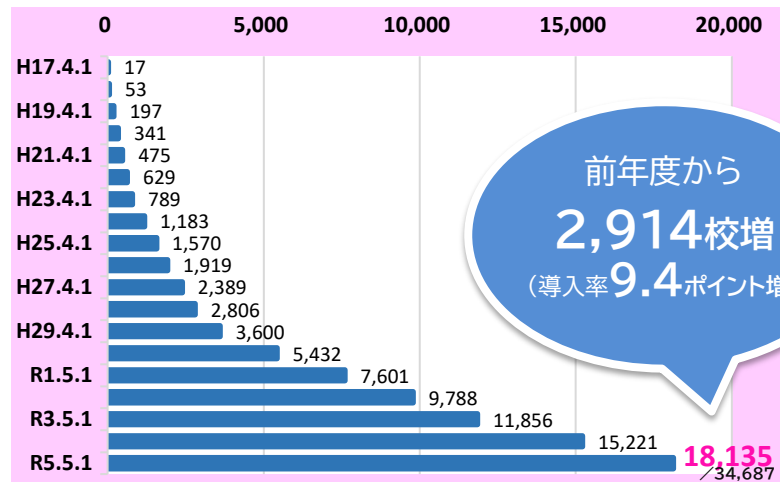
※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」
を形成した地域学校協働活動を推進する体制

コミュニティ・スクールの導入状況 - 学校数 -

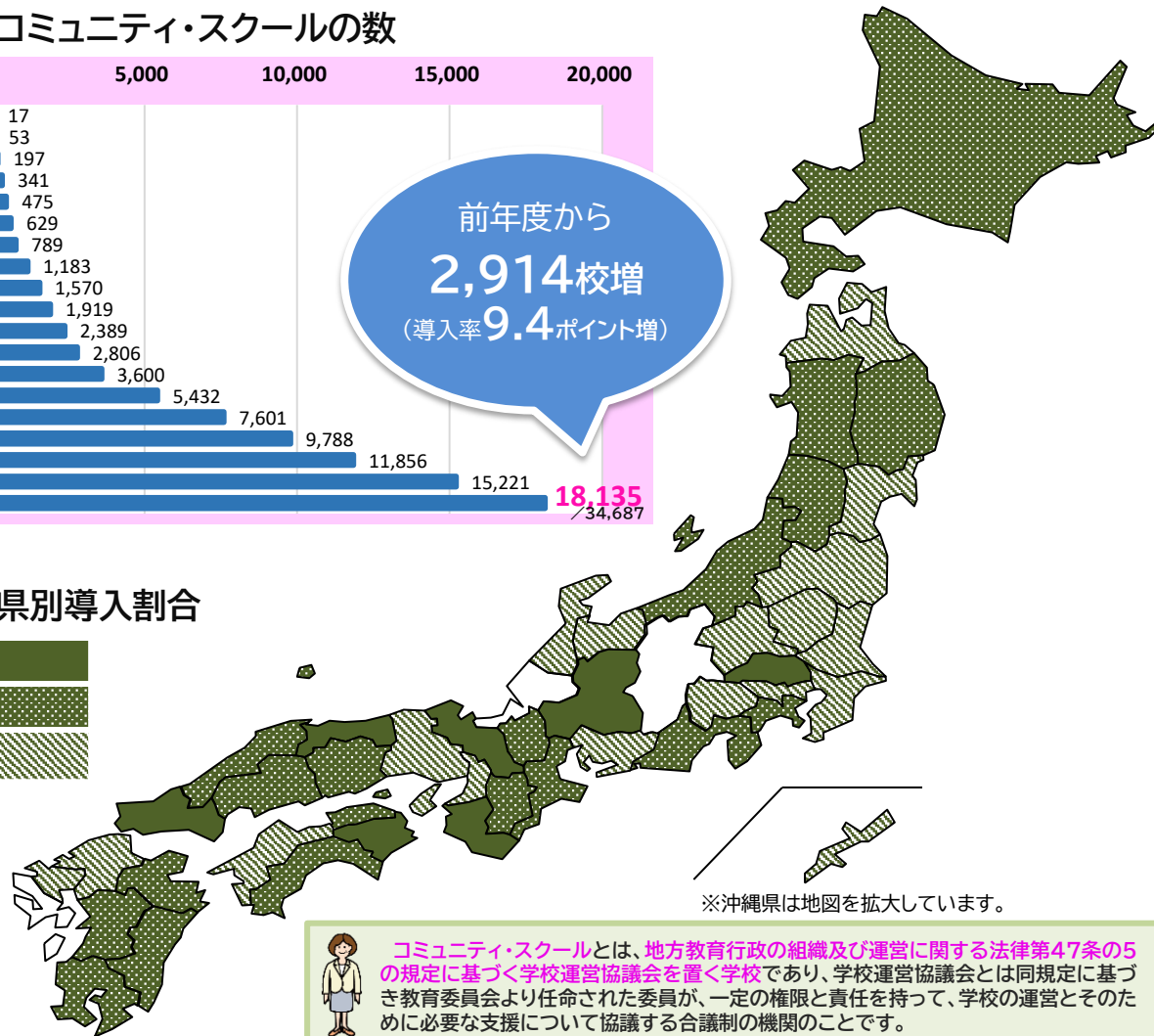
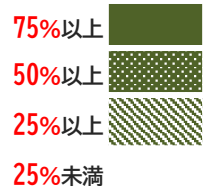
令和5年5月1日
時点

コミュニティ・スクールを導入している学校数：**18,135**/34,687校
 (教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数)
 全国の公立学校のうち、**52.3%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数



都道府県別導入割合

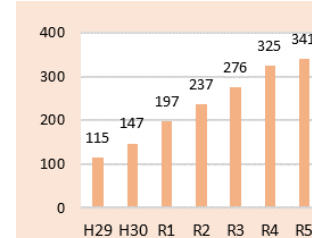


コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

校種別導入校数の推移

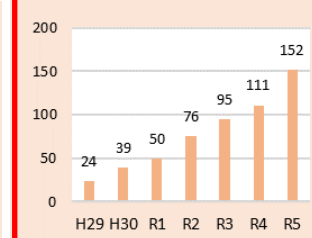
幼稚園

341/2,437園



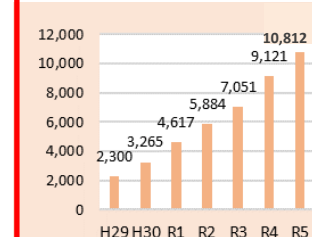
義務教育学校

152/202校



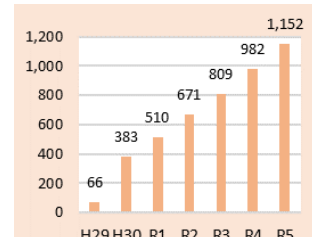
小学校

10,812/18,437校



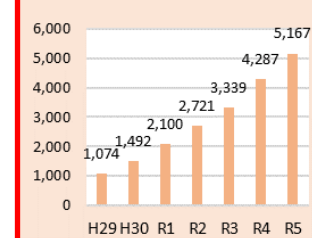
高等学校(中等教育学校含む)

1,152/3,484校



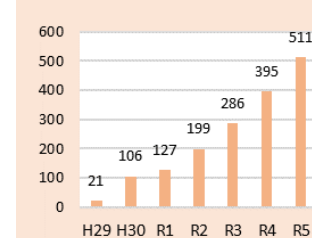
中学校

5,167/9,010校



特別支援学校

511/1,117校



義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

I. 総則(第1条～第6条)

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針(第7条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策(第16条～第20条)

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等 | 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備 |
| 2 国民の理解の増進 | |
| 3 人材の確保等 | |
| 4 教材の提供その他の学習の支援 | |

VI. その他

- 1 公布日から2月後に施行（IV. 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる

学びの多様化学校の特色と教育上の効果について

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

各校の特色ある教育課程

- 年間の総授業時間数の低減 ⇒ **750時間程度**
- 体験型学習として**校外学習を年4回以上実施**
- **朝の時間や放課後のゆとり**を考え、午前2時間・午後2時間を基本とし、授業時数を770時間に設定
- 本校ならではの特色のある教科・時間として、**音楽・美術・技術・家庭を統合した「創作工房」、道徳及び特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」等を新設**
- コミュニケーション能力の向上を図るため、道徳（35時間）を**ソーシャルスキルトレーニング**の授業として実施
- 理科や社会を中心に、問題解決学習を中心とした**合科的指導やフィールドワーク、体験学習、ボランティア活動**を実施
- **習熟度別クラスの編成、学年の枠を越えたクラス編成**を行い指導を実施
- **一人一人に応じた学習のレベル、学習量、学習のスピード**で実施
- 体験的学習時間を多く確保するため、**総合的な学習の時間を85時間（1年）～105時間（2・3年）に増加**

教育上の効果

- 市内で不登校になっている児童生徒を受け入れることで、**基礎学力の定着と社会性の育成を行い、上級学校への進学など多くの子供たちの不登校を改善できている**。特に学習意欲があるが、学校に通えない子供には大きな改善や効果がある教育活動を実施できていると考える。
- 生徒は各々の発達のパースに合わせた課題設定がなされ、それらの**スモールステップに対する取組みが評価されること**によって**自己肯定感が高まった**。それまで諦めがちであったことにも意欲的に挑戦する姿勢が多くなった。このことは高等学校またその先の進路設定にも好影響を与え、それぞれ自分に合った自立の道を得ている。
- 生徒の表情の変化は同時に保護者に対しても反映し、**不安や悩みでうつむいていたものが、意欲的に学習するようになっている**。不登校児童生徒への家庭の応援体制が整うことは、当然生徒にも良い影響を与えている。
- 様々な理由で不登校となり、本来校へ復帰できず**行き場のない生徒の学習の場、居場所として有効**である。特に定員を少数としていることもあり、**集団での活動は苦手だが、個別又は小集団での活動なら適応できる生徒が学校に通えている**。

学びの多様化学校の設置状況について

R5年度時点:24校
(うち、公立学校14校、私立学校10校)



教育支援センターにおける不登校児童生徒への支援について

○ 教育支援センター

教育支援センターとは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、集団生活への適応や情緒の安定、基礎学力の補充等のため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、組織的、計画的な支援を行う組織として設置したもの。

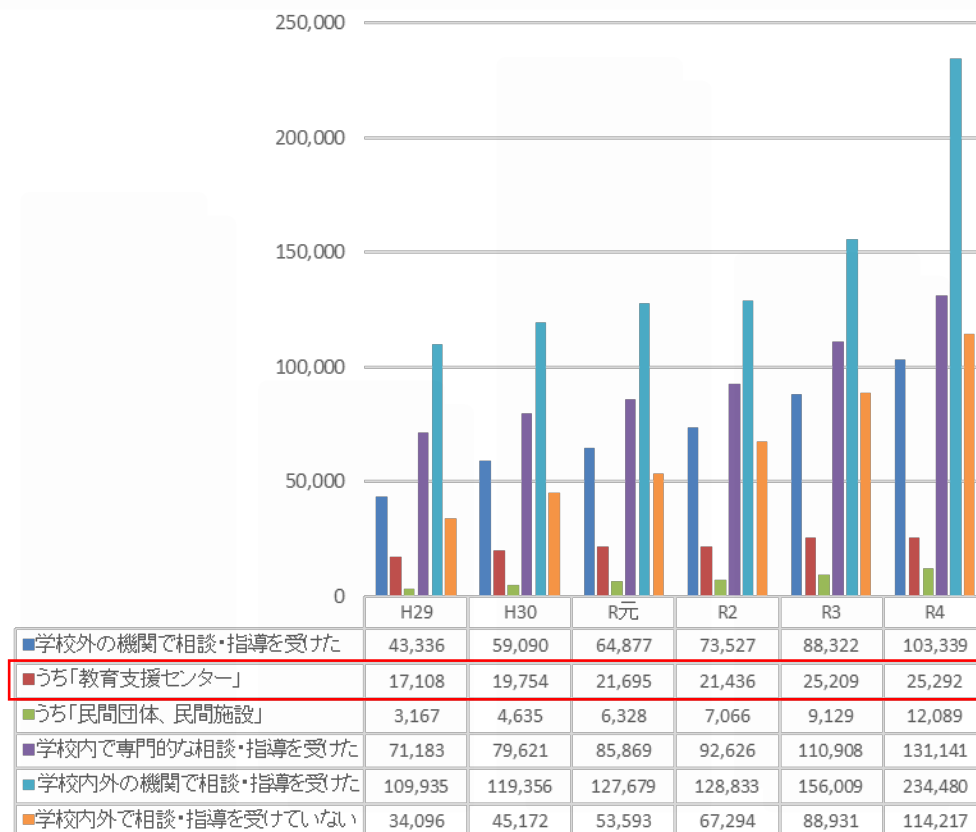
【全国の設置数・利用児童生徒数(令和4年度)】

- 設置数 : 1,654箇所 (R3:1,634箇所)
- 利用児童生徒数 : 25,292人
(不登校児童生徒の8.5%)

【教育支援センターにおける活動例】

- ・カウンセリング等を通じた教育相談活動
(カウンセリング、グループ面接)
- ・教科学習の指導
(児童生徒が自分で立てた学習計画に沿った学習支援)
- ・自然体験や社会体験等を通じた体験活動
(自然の中での宿泊キャンプ、ボランティア活動等)
- ・グループ活動
(陶芸、調理実習、手芸、ゲーム、軽スポーツ等)

不登校児童生徒のうち学校内外で相談・指導等を受けた人数



(出典) 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）について

校内教育支援センター（SSR）とは

学校には行けるけれど、自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり学習のサポートを行う。

学校の不登校支援の中核

SSR担当職員を公務分掌の不登校支援コーディネーターに任命（公務分掌に位置づけ）
SSR担当が中心となり、学校全体の不登校支援を促進
担当者本人の対応力向上研修
学級担任との連携



オンライン指導等による学習保障

教室の授業をオンラインで配信
授業で使うプリントをSSRでも配布
自習用の学習プリントの充実



保護者支援

不登校児童生徒の親の会開催
SSR通信の発行
スクールカウンセラー等による教育相談の場



安心して学習に取り組める教室環境

小集団で取組める場と個別学習ブースを設置
学校目標、学校だよりや学年だより、壁面装飾等を
掲示し、明るくて温かみのある通しやすい教室環境



校内教育支援センターの活用事例

01 宮城県仙台市立富沢中学校「ステップルーム」

仙台市では、専任教諭を配置して支援を行う在籍学級外教室「ステーション」の取組を中学校で実施。富沢中学校においては、在籍学級外教室「ステーション」を「ステップルーム」と呼称して実施。

学校生活への対応が困難になりつつある児童生徒に対し継続的にかかわることにより、子どもたちのコミュニケーションスキルの向上や社会的自立に向けた支援を行う。（市内中学校：25/66校で設置（令和5年度））

<富沢中学校の利用者数等>

	不登校生徒数 (出現率)	平均利用者数 (1日あたり)	関係機関利用率
R3	54人(5.5%)	20人	4人
R4	36人(3.7%)	35人	7人

<変容が顕著だった生徒の例>

生徒A：(R3)63日欠席 → (R4)14日欠席

R3は1～2時間程度登校し読書などをして過ごしていたが、R4は多くの仲間と関わりながら活動し、学校で過ごす時間が長くなった。

生徒B：(R3)99日欠席→(R4)1日欠席

R3は欠席も多く、断続的な不登校であったが、R4は3教科の授業を教室で受け、ほぼ欠席せずに明るく笑顔で過ごせるようになった。

02 愛媛県校内サポートルームモデル事業

愛媛県では 令和3年度から不登校の多い県内の中学校をモデル校として指定し（R3:4校、R4:8校、R5:8校）、実践的研究を推進。（R3、R4は文部科学省「いじめ対策・不登校支援等推進事業」の実証団体）

サポートルーム専属の登校ナビゲーターとICT支援員が不登校生徒に丁寧に関わることで、児童生徒の個々の状況に応じた支援を行う。R5はモデル校が拠点となってノウハウを広げ、各市町村で独自で実施していく段階。

<利用者数等>

	のべ利用者数	平均利用者数(1日あたり)
R4.4月	869人	7.2人
R5.2月	1,968人	12.9人

<不登校状況の改善>

	1年生	2年生	3年生	支援学級	合計
利用者数	44	92	85	9	230
好転	26 (59.1%)	53 (57.6%)	38 (44.7%)	3 (33.3%)	120 (52.2%)
現状維持	14 (31.8%)	31 (33.7%)	39 (45.9%)	6 (66.7%)	90 (39.1%)
悪化	4 (9.1%)	8 (8.7%)	8 (9.4%)	0 (0%)	20 (8.7%)

03 戸田市立笹目東小学校「ぱれっとルーム」

戸田型オルタナティブプランにおいて、戸田型校内サポートルーム「ぱれっとルーム」設置事業を令和4年度から実施（4月：モデル3校→11月：全小学校に拡大）。

誰一人取り残されない教育の実現に向け、学校生活上、不安や困難を感じている児童や不登校傾向児童への多様な居場所の確保による早期対応・早期支援を行う。（年間利用者数：101人（令和4年度））

<児童アンケート>

ぱれっとルームが楽しい、やや楽しいと答えた児⇒**91%**

<教職員アンケート>

ぱれっとルームの設置によって肯定的な変化があったと回答した教職員⇒**83%**

（記述回答）

・不登校児童について、自分だけで問題を抱えるのではなく、学校全体で、支援について考えられるようになった。

<保護者アンケート>

ぱれっとルームの設置によって子供に変化があったと感じた保護者⇒**80%**

（どの様な変化があったのかについての記述回答）

・友達ができた。・登校できるようになった。
・学校が楽しく感じるようになった。

ぱれっとルームの設置によってストレスが減った(当てはまる、やや当てはまる)と回答した保護者⇒**74%**

教育支援センターに関する実態調査について

1. 調査の目的

教育支援センターの現状に関する基礎的情報を把握する。

「教育支援センター」(以下、教育支援センターとする。)とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局(以下「教育委員会等」という。)が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。

2. 調査時点及び調査対象

平成29年度間に都道府県及び市区町村(事務組合、広域連合及び共同設置を含む。)教育委員会等に対して調査を実施

3. 主な調査事項

- ①教育支援センターの有無 ②教育支援センターの概況 ③在籍者の状況 ④職員の状況等 ⑤活動内容等 ⑥家庭への訪問指導
- ⑦学校との連携 ⑧教育委員会との連携

4. 教育支援センターの設置者及び設置期間

◇都道府県の設置数は、約2%と低く、市町村による設置がほとんどを占める。

区分	施設数	割合(%)
ア 都道府県	27	2.1%
イ 政令指定都市	50	3.9%
ウ 中核市	92	7.1%
エ その他の市町村	1126	86.9%
計	1295	

◇設置から10年以上の施設が約80%ある。

区分	施設数	割合(%)
①5年未満	125	9.7%
②5年以上10年未満	133	10.3%
③10年以上20年未満	467	36.1%
④20年以上	570	44.0%
計	1295	

5. 受け入れる対象児童生徒

◇小・中学生以外を受入対象としている施設は少ない。

区分	小学生	中学生	高校生	高校中退	その他
ア 設置者が所管する地域に住所のある子供	806	810	57	50	36
イ 設置者が所管する地域にある公立学校に通う子供	1100	1125	40	22	21
ウ 設置者が所管する地域にある国立学校に通う子供	154	162	9	5	6
エ 設置者が所管する地域にある私立学校に通う子供	185	208	11	5	6

民間の団体・施設との連携等に関する実態調査について

1. 調査の目的

不登校児童生徒の支援に当たって、教育委員会・知事部局・国立大学法人及び公立大学法人（以下教育委員会等という。）と民間団体・施設とが連携して取り組んでいる現状等を把握する。

2. 調査時点及び調査対象

平成30年12月に都道府県及び市区町村教育委員会、知事部局、国立大学法人、公立大学法人を対象に調査（計1964）

3. 主な調査事項

- 教育機会確保法成立後の取組
- 教育委員会等と連携がある民間の団体・施設の有無
- 連携がある団体・施設の状況（形態、受入対象、活動内容、会費等）
- 連携がある団体・施設に在籍する者の状況（在籍者数、うち出席扱いとなっている者の数等）
- 民間の団体・施設と教育委員会等との連携内容

4. 団体・施設の類型、受入児童生徒の区分

◇フリースクール（フリースペースを含む）が約72%で最も多い

◇在籍する義務教育段階の子供の数は、約2,800人（小学生約960人、中学生約1,850人） ※いずれも調査時点（H30）

区分	団体・施設数	割合（%）
①フリースクール（フリースペースを含む）（※）	252	71.8%
②親の会	10	2.8%
③学習塾	10	2.8%
④その他特色ある教育を行う施設など	79	22.5%
計	351	

受入児童生徒の区分	男	女
小学生	258	256
中学生	292	285
高校生	175	172
高校に在籍しない15～18歳（高校中退者を含む）	137	133

※ ここで言う「フリースクール（フリースペースを含む）」とは、不登校の子供を受け入れることを主な目的とする団体・施設を指す。

5. 団体からの要望等

- ◇家庭の経済状況に関係なく、フリースクール等で学習機会を確保するため、経済的支援も含めて、支援制度を確立すること。
- ◇GIGA端末を活用するために、フリースクールに対して通信費用の支援を求める。 等

民間の団体・施設との連携等に関する実態調査について

6. 民間の団体・施設と教育委員会等との連携内容

◇子供たちへの指導等に関する連携内容として最も多いのは「通所の実績や支援の状況等に関して、文書等により定期的な情報共有を行っている」である。(約68%)

◇その他、不登校対策の推進に当たって「教育委員会等が主催する不登校対策推進のための会議に、当該民間施設・団体の職員が参加している」といった連携も多く行われている。(約43%)

【通っている子供たちへの指導等に関する教育委員会等との連携】

(n=290)

区分	回答数	割合 (%)
ア 通所の実績や支援の状況等に関して、文書等により定期的な情報共有を行っている。	198	68.3%
イ 当該民間の施設・団体へ通った場合の学習の評価や指導要録への記載の在り方等について、協議するなどしている。	59	20.3%
ウ 子供たちが在籍する学校や学級で使用しているプリント資料等を、当該民間の施設・団体でも活用している。	110	37.9%
エ 教育委員会等の職員等が定期的に当該民間の施設・団体を訪問して、情報共有を行っている。	124	42.8%
オ 当該民間の施設・団体の職員等が定期的に教育委員会等へ来訪して、情報共有を行っている。	97	33.4%
カ 教育委員会等が主催する不登校児童生徒の支援会議に、当該民間の施設・団体の職員が参加している。	116	40.0%
キ 子供たちの進路指導について、当該民間の施設・団体と協議を行い、連携して実施している。	82	28.3%

【その他の連携】

(n=290)

区分	回答数	割合 (%)
ア 教育委員会等が主催する不登校対策推進のための会議に、当該民間施設・団体の職員が参加している。	125	43.1%
イ 教育委員会等が主催する不登校対策推進のための研修や講演会等の事業に、当該民間施設・団体の職員が参加している。	80	27.6%
ウ 教育委員会等が発行する不登校対策のための資料等に、当該民間の施設・団体の情報を掲載している。	90	31.0%
エ その他		
<ul style="list-style-type: none"> ・指導主事が、当該民間施設の研修会の講師を務めている。 ・教育支援センターの体験学習の場として連携している。 等 		

夜間中学について

- 夜間中学は戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒に、義務教育の機会を提供することを目的として設置された。
- 現在は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の方など、様々な背景を持つ生徒の多様な学びを保障している。

※関連法令：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
第4章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等
（就学の機会の提供等）第14条
（協議会）第15条

- 夜間中学も昼間の中学校と同じ、中学校である。
 - 公立の場合、授業料は無償である
 - 週5日間の授業がある
 - 教員免許を持っている先生が教える
 - 全ての課程を修了すれば中学校卒業となる
- 文部科学省は全都道府県・指定都市に少なくとも1つ設置されることを目指して設置・促進を行っている。

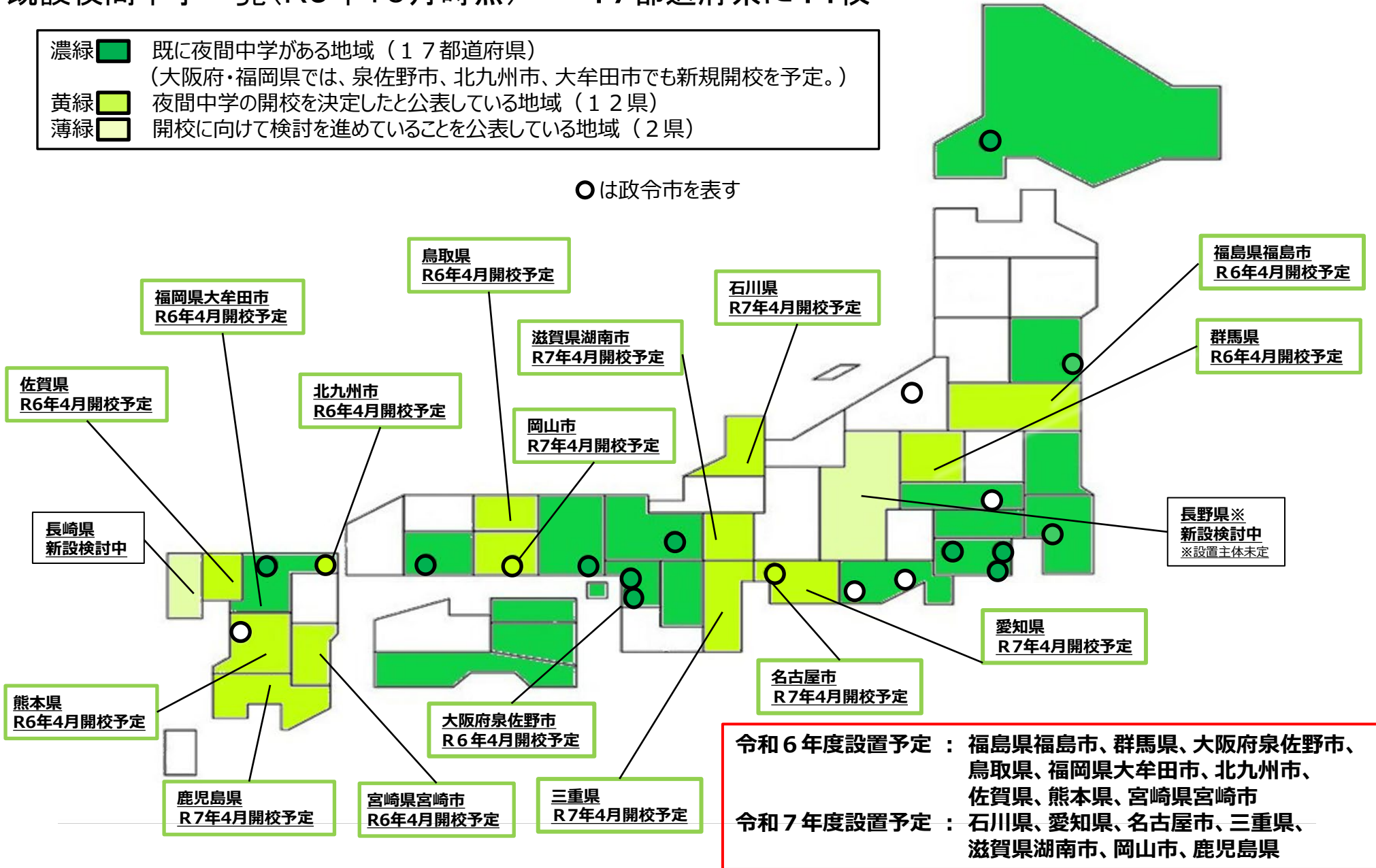
※第204回国会 衆議院予算委員会 菅義偉内閣総理大臣答弁（令和3年1月25日）
引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学校が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい

夜間中学の設置・検討状況について

既設夜間中学一覧(R5年10月時点) 17都道府県に44校

- 濃緑 既に夜間中学がある地域 (17都道府県)
(大阪府・福岡県では、泉佐野市、北九州市、大牟田市でも新規開校を予定。)
- 黄緑 夜間中学の開校を決定したと公表している地域 (12県)
- 薄緑 開校に向けて検討を進めていることを公表している地域 (2県)

○は政令市を表す



夜間中学の設置・検討状況について

都道府県	設置主体	学校名
北海道	札幌市	星友館(せいゆうかん)中学校
宮城県	仙台市	南小泉(みなみこいずみ)中学校【令和5年4月開校】
茨城県	常総市	水海道(みつかいどう)中学校
埼玉県	川口市	芝西(しばにし)中学校陽春(ようしゅん)分校
千葉県	千葉市	真砂(まさご)中学校かがやき分校【令和5年4月開校】
	市川市	大洲(おおす)中学校
	松戸市	第一(だいいち)中学校みらい分校
東京都	墨田区	文花(ぶんか)中学校
	大田区	糎谷(こうじや)中学校
	世田谷区	三宿(みしゆく)中学校
	荒川区	第九(だいきゅう)中学校
	足立区	第四(だいよん)中学校
	葛飾区	双葉(ふたば)中学校
	江戸川区	小松川(こまつがわ)中学校
	八王子市	第五(だいご)中学校
神奈川県	横浜市	蒔田(まいた)中学校
	川崎市	西中原(にしなかはら)中学校
	相模原市	大野南(おおのみなみ)中学校分校
静岡県	静岡県	静岡県立ふじのくに中学校【令和5年4月開校】
京都府	京都市	洛友(らくゆう)中学校
大阪府	大阪市	天王寺(てんのうじ)中学校
		天満(てんま)中学校

都道府県	設置主体	学校名
大阪府	大阪市	文(ふみ)の里(さと)中学校
		東生野(ひがしいくの)中学校
	堺市	殿馬場(とのばば)中学校
	岸和田市	岸城(きしき)中学校
	豊中市	第四(だいよん)中学校
	守口市	さつき学園
	八尾市	八尾(やお)中学校
	東大阪市	布施(ふせ)中学校
		意岐部(おきべ)中学校
	兵庫県	神戸市
兵庫(ひょうご)中学校北分校		
姫路市		あかつき中学校【令和5年4月開校】
尼崎市		成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校
奈良県	奈良市	春日(かすが)中学校
	天理市	北(きた)中学校
	橿原市	畝傍(うねび)中学校
広島県	広島市	観音(かんおん)中学校
		二葉(ふたば)中学校
徳島県	徳島県	徳島県立しらさぎ中学校
香川県	三豊市	高瀬(たかせ)中学校
高知県	高知県	高知県立高知国際(こうちこくさい)中学校
福岡県	福岡市	福岡(ふくおか)きぼう中学校